

平成29年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成 29 年 3 月 8 日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において 9 時 30 分 開会した。

1. 開 議 平成 29 年 3 月 8 日 9 時 31 分

1. 閉 議 平成 29 年 3 月 8 日 16 時 33 分

1. 散 会 平成 29 年 3 月 8 日 16 時 33 分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1 番	辻	成 紀	2 番	西 尾	智 朗
3 番	古久保	惠 三	4 番	溝 口	耕太郎
5 番	丸 本	安 高	6 番	水 上	久美子
7 番	廣 畑	敏 雄	8 番	三 倉	健 嗣
9 番	長 野	莊 一	10 番	岡 谷	裕 計
11 番	南	勝 弥	12 番	玉 置	一
13 番	楠 本	隆 典	14 番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	田 井	郁 也
総 務 課 長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広
民 生 課 長	三 栖	健 次	住 民 保 健 課 長	廣 畑	康 雄

生活環境課長	玉置	孔一	観光課長	愛須	康德
建設課長	坂本	規生	上下水道課長	濱口	伊佐夫
会計管理者	中本	敏也	消防長	大江	康広
教育委員会					
教育次長	寺脇	孝男	総務課課長	久保	道典
総務課副課長	小川	敦司			

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

## 1. 会議に付した事件

### 日程第1

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第1回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名です。

本日は一般質問を予定しています。

予算審査特別委員会の参考資料をお手元に配布しております。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

去る3月1日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に13番楠本君、副委員長に14番堀君と決定しましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

14番堀君の一般質問を許可します。堀君の質問は一問一答形式です。まず、防災についての質問を許可します。

14番 堀君（登壇）

○14 番

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1番、防災についてと都市公園等の利活用について、2点について質問させていただきます。

まず初めに防災についてです。

そのうち1つ目としまして、自主防災組織の現状と取り組みについて、質問をさせていただきます。

近い将来、南海トラフを震源とする地震が発生すると言われている中で、私たちは阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の教訓を生かし、国、県、市町村のそれぞれの立場において災害に備えていかなければなりません。大災害が発生した場合、自助、共助、公助が効率よく連携することで、防災対策は効果が発揮すると思われれます。その3つの自助、共助、公助の中で、共助の代表とも言える自主防災組織について何点か質問をさせていただきます。

自主防災組織は、地域住民が協力し、連携し、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づく自発的な防災組織であり、地域の人々がお互いに助け合う組織として、災害発生直後の初期消火活動や人命救助活動のときに大きな役割を果たす重要な組織であります。白浜町における自主防災組織の組織数結成の割合についてお伺いしたいと思います。

○議長 長

堀君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

おはようございます。堀議員より自主防災組織についてご質問をいただきました。

自主防災組織の組織数、結成割合及び加入世帯でございますが、和歌山県のホームページに公表されている自主防災組織数、白浜町の自主防災組織は61団体、隊員数、これは会員数ということでございますけれども、1万6,725人、管内の世帯数が1万1,104世帯、自主防災組織がカバーしている地域の世帯数は6,914世帯、カバー率は62.3%となっております。また、ことしの6月には自主防災組織が1団体結成される予定になっております。結成を検討している自治会も2団体ございます。徐々にではありますが、着実に増加しております。今後も引き続き共助の要である自主防災組織を結成し、組織立った活動の推進を啓発していきまして、組織率向上に向けて努力してまいりたいと考えています。

○議長 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

資料をいただいておりますが、町内会数が67、現在自主防災組織数が61ございます。和歌山県は100%の組織率を目指しているという中で、行政としての今後の取り組み、また、この自主防災組織ができていない地区は避難困難地域に属してはいないのかお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

自主防災組織の結成の推進につきましては、まず町内会や区といった自治会組織のある地区につきましては、自治会を母体とした自主防災組織の結成に向け、自治会への働きかけを中心に取り組みを続けてまいります。また、新たな宅造地など自治会組織のない地区につきましては、働きかけそのものがなかなか難しいという現状がございます。取り組みのあり方から検討しなければならないものと考えているところでございます。

なお、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域の中には、自主防災組織が結成されていない地区もございます。今後とも行政としまして、結成に向けた働きかけを行うことはもちろんのことではございますが、一部の地区につきましては、自主防災組織の結成はななくとも、従来から自治会として積極的に防災活動に取り組みられていらっしゃる、そうした地域もございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

やっぱり自主防災組織というのは大変な役割を担っているところでございますので、さらなる組織力の取り組みに十分力を注いでいただきたいと思います。

また、自主防災組織は各地域の自治会を中心として結成、構成されていると伺っております。それらの取り組みについて、防災に積極的に取り組まれているところもあれば、活動もそうでもないようなところもあると思われまます。自主防災組織の防災活動の状況について、どのように把握をされているのか、お伺いたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ご質問をいただきました自主防災組織の活動状況の取り組みにつきましてでございます。自主防災組織によって活動状況はさまざまであるということは認識してございます。

活動状況を把握する機会としましては、自主防災組織が避難訓練を開催する場合には、防災行政無線での放送の依頼というものがありますし、防災学習会などそうした場の資料の提供など、ご相談をいただきながら危機管理室とも合同で対応させていただいてございます。

平成28年度の自主防災組織による防災訓練の実績といたしましては、14回開催されてございます。訓練の内容としましては、避難訓練が大体柱となりますが、炊き出し訓練、点呼・連絡訓練、そして初期消火訓練、また応急処置訓練などでございます。

また、地域での防災力の向上のため白浜町防災対策補助事業を実施しておりまして、今年度につきましては、自治会、自主防災会の20団体に553万6,000円の補助をいたしてございます。これは災害備蓄用品としまして非常食や飲料水の購入、また避難路の整備といったものも含まれてございまして、より活動が充実されるような支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

自治会や防災会で553万6,000円の補助ということで、当初予算のほぼそれを賄って利用されているように思います。

また、先ほど質問させていただいた自主防災組織の活動状況について、各組織において少し温度差があるように思えますが、そのような温度差を解消するため行政として取り組まれていることはございますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

地域での自主防災組織の防災活動につきましては、やはり温度差があるように認識してございます。町といたしましても、全ての地域で防災に関する情報提供や防災学習に関する活動ができるように、積極的な取り組みを支援していきたいとは考えてございます。

先般、和歌山県の主催ではございますが、町内の自治会や自主防災会を対象に、避難所の運営リーダーの養成講座が開催されました。これは白浜町も呼びかけまして、大規模災害が発生した場合の避難所運営についてさまざまなパターンを想定してその対応を検討していくという内容でございました。

受講人数といたしましては、自主防災会の役員の方が51人と町からも職員が6人という参加でございました。

このような講座の開催によりまして、いろんな機会をとらまえて、各地域での積極的な活動を継続していければと、このように考えてございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

県のリーダー養成講座として開催され自主防災組織が61ある中、重なっているかわかりませんが、51名の方が、防災に関して積極的なお考えを持っているからこそやって参加されているところだと思いますので、講座開設や組織に対しての避難訓練等の啓発を、さらなる精進をして努めていただきたいと思います。

次に、備蓄倉庫の現状についてお伺いいたします。

備蓄倉庫の備蓄品の現状について何点かお尋ねいたします。

大規模震災が発生し、避難生活を余儀なくされた場合、避難所での生活が始まるわけですが、避難所の備蓄倉庫にはどのようなもの、どれだけの数量が備蓄されているのかお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員より災害時における備蓄倉庫の備蓄品につきましてご質問をいただきました。現在町の各種の備蓄物資につきましては、町で開設する避難所、あるいは避難所に十分なスペースがない場合には、備蓄倉庫を整備して、それぞれの避難所の近くに備蓄品を置くと、いわゆる分散備蓄としての取り組みを進めてまいってございます。

この分散備蓄は、災害時の道路の寸断でしたりライフラインの途絶が生じた場合において

も、避難所での生活が可能となるように、町が開設いたします21カ所の避難所の事務所や備蓄倉庫、そして役場本庁、日置川消防署、平間の備蓄倉庫等に、食料はもとより飲料水、毛布、簡易トイレセット等々の備蓄をしてございます。

分散備蓄計画の備蓄品は、避難所の人口の割合からその規模を算出いたしまして、大規模、中規模、小規模、そして極小、小さな災害という4つの規模に分類しまして、県が公表しました平成18年の災害想定、この避難者数9,768人、これをもとに案分しまして、その規模に応じた備蓄品を計画的に整備していくものでございます。

この分散備蓄計画は、5カ年かけて整備を計画してございまして、最終の計画の備蓄品目といたしましては、サバイバルフーズが2万7,660食、アルファ米が2,500食、飲料で500ミリリットルを3万264本、そして毛布が3,000枚、簡易トイレセットが97セット、発電機のセット、ハロゲン投光器のセットがそれぞれ50セット、これを整備する予定として進めてございます。

○議 長  
14番 堀君（登壇）

○14 番  
分散備蓄計画は5年ということで、最終年度はいつになるのかと、この倉庫の鍵の管理等はどのように管理されているのか、お伺いします。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
備蓄倉庫の鍵の保管と最終年度ということでございます。

まず備蓄倉庫の鍵の保管の状況なんですけども、まず全ての施設等々につきましての総務課危機管理室での保管に加えまして、防災倉庫を設置してございます避難所の運営を担当する部署、白浜町の職員防災体制に基づきますその避難場所を運営する部署にその倉庫の鍵を配備しております。さらには学校でございましたら、学校長といったその施設の管理者の方々、以上の3者で保管し持ち合うという形で、災害時に効率よく備蓄品を利用できる体制を整えてございます。

最終年度につきましては、30年度が最終年度ということで、まだ途中の段階でございます。

○議 長  
14番 堀君（登壇）

○14 番  
この備蓄倉庫の鍵なんですけども、災害時において鍵の預かっている者がここへたどり着けないという状況もひょっとしたら想定できるかもわからないと考えるところなんですけども、そういう状況になったときの想定は考えておられますか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
先ほども申し上げましたように、当然危機管理室には全て保管していますので、道が途絶されて行けないというときには、危機管理室を踏まえて職員がそこへ持って行くことができ

ないというのが第1段階に発生すると思います。それと、避難所を運営する担当部署にも保管してございますが、いざ地震とかそういうときには、職員がどこにおるかもありますけども、それも役場の中であつたり事務所の中に鍵を保管してますので、議員がおっしゃるように、危機管理室と同じように出向くことができないという想定が発生します。そうしたことから、その施設自体にございます管理者の方々にも鍵がありますので、そこで1つは開けることができるというふうには考えますが、施設によりまして、例えば土曜、日曜であれば休館であつたり、そのときにたまたま管理者がご自宅にいらっしゃって誰もいないという場合にはそうした想定も、開けられないという想定も考えることはあり得るんですけど、なるべくそうしたことがないような形で、今のところはこの3者で持ち合うという形で保管させていただいているところです。

また、考え方によって、もっと確実に開けられるような方法があれば検討はしていきたいと思っております。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

来たわ鍵はないわということでは大変なことになるので、ちょっとそういうようなマニュアルづくりも考えていってほしいと思います。

次に、学校施設が避難所になっておりますが、児童・生徒がそのまま避難所に避難された場合、食料、水等は児童・生徒の分は含まれているのか、現状をお聞かせください。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

想定の話になってくるんですが、先ほど申し上げましたように、分散備蓄の絶対量といえますか、そうした量の計算は、町の住民全体で物事を考えてございますので、ただいまのご質問のように急に大災害が発生し、小学校であつたり施設にいらっしゃる方がその備蓄品を利用されるというようなことが発生した場合の、小学生の人数分を分散備蓄の中へ含め込んでおるかというご質問であろうかと思っておりますけども、その部分については数量として含んではいないというのが現状でございますが、そのときには帰宅困難となる状況が発生すると思われま。

そのままその避難場所において避難生活を送るとなると、その備蓄品が分散備蓄してございますので、そうした備蓄品を分け合ってくださいとかそういう形でお願いしたいのが1つございますし、そこへ避難される近くの方もいらっしゃると思うんですけども、そうした方々にも広報等でご自分の分の備蓄についても呼びかけてございますので、備蓄品だけじゃなくて持参していただける方も中にはいらっしゃると思います。そういう中で、例えばお子さんや災害弱者の方々に分け与えていただいて、皆さんの中である程度の期間といえますか、災害の量にもよりますが、乗り切っていただきたいと、このように思っております。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

学校施設の備蓄倉庫で備蓄品を用意しているところは、現在白浜町内には学校が避難所と  
なって倉庫があるところが9カ所ございます。昼間、学校で授業をしているときにそういう  
ふうな災害に見舞われた場合、生徒と先生が帰宅困難というような想定もあると思います。  
現在の取り組みを今お伺いしましたら、地域の皆さんとも、案分をして備蓄をしているとい  
うお話でしたが、学校でそういう子どもたちがそこで避難をすぐに強いられる場合、どうい  
うふうに取り組みをするのか。

各学校では、単独で備蓄品の確保に取り組んでいる学校もあります。また、全然できてな  
い状況の学校もあると聞いております。取り組んでいる学校は、やはり負担は保護者の負担  
となっているようですが、学校施設のこういう状況を考えれば、行政として全体として取り  
組むべきではないのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

分散備蓄計画によりまして計画的に備蓄している中で、どれだけの避難者の方がその避難  
場所に避難してくるかというのはなかなか災害の状況によりまして違ってくると思いますの  
で、その中で不足というものが生じた場合には、避難所間で、例えば避難の少ないところか  
ら、道が分断されていたらまた話が違いますけども、分散備蓄というのは足りないところか  
ら集中的に持ってくることも考えているところでございます。

ただ大規模災害になりますと、分散備蓄の別の場所から持ってくるということもなかなか  
難しいと思っております。私も最近議員のご質問によって調べて知ったわけですけども、  
その学校によりまして、それぞれ先生や生徒の方々の方々の備蓄品を自主的に備えられてい  
るということの、できているところとできていないところというのがあるというふうにも聞いてご  
ざいます。これは任意で取り組まれているようにお聞きしております。

備蓄計画につきましては、町民全体で考えて計画を進めておるところでございますけども、  
そうして自主的に取り組んでいただいているというのは大変ありがたいことだと思ってい  
ますが、どこまで行政が拡大して備蓄品をそろえていくのかというのは、まずは5カ年計  
画の中で、町民全体の部分ということではじいておるこの備蓄品をそろえた上で、もっとも  
っと必要に応じてふやしていくのか、どういう形がいいのかというのは検討していきたいと、  
このように考えてございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

現在学校のほうで育友会が中心となって今後の対応にいち早く取り組んでいる、もう5年  
ぐらい前から取り組んでいるところもあれば、検討しているところもあると聞いております。  
やはり備蓄用品の内容によっては、ご父兄の負担が何千円かになるというような話も聞いた  
ことがあります。

まだ学校のほうも、今対応しているところが4学校というように話を聞いておりますが、  
やはり行政のほうとして保護者の負担にならないように取り組んでいただければと思いま  
すので、今後とも検討のほう進めていただければと考えます。

次、観光防災の取り組みについてお伺いしたいと思います。



白浜町は全国各地から多くの観光客が訪れることから、観光客に対する防災対策が必要であると考えますが、現在の町としての取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

観光に対する取り組みということで、昨年、旅館組合のほうからお声かけもいただきまして、旅館組合に加盟している従業員の方々を対象に観光防災講習会を、町と白浜温泉旅館協同組合で4回実施いたしました。講習会では、観光客の安全・安心を確保することが重要であるという共通認識のもと、その安全・安心を確保するためにどうしたらいいのかということで、ワークショップ形式による課題の抽出、その課題を解決していくために継続性を持たせた講習会という形で取り組んできました。

現在も施設における地震の避難マニュアル等の作成などに取り組んでいるところでございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

現在旅館組合に加盟しているところは観光防災という形の講演会とワークショップを行われているようですが、海岸線地域には組合だけの組織の加入だけではなくほかの民宿さんや非組合の施設等もありますので、宿泊施設等全般としての取り組みも強化していただきたい、そのように考えておるので、今後、そのように発展していった取り組みに努めていただきたいと思います。

次に、白浜町には年間300万人を超す観光客、また夏のシーズンには60万人もの交流人口となってきます。過去には、和歌山大学の教授を迎えてのワークショップや避難訓練等を実施いたしましたが、今後、このような観光客を含めた避難訓練の計画はないのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

観光客を含めた訓練ということで、過去2回、白良浜で津波避難訓練を実施しまして、その実績から、やはり難しいと感じたのは、観光客の方にその場で参加いただくという、これはなかなか難しいというふうに認識したところでございます。

観光客は観光目的に白浜のほうへ来ていただいておりますので、その時間を割いてここへ参加するということ、ご協力いただくことには、協力いただいた方もたくさんいらっしゃいますけど、絶対数からいきますとやはり少ないので、全ての人にそういうところへご参加いただくのは難しい、そういうところを認識したところでございます。

現在のところは観光客を対象としての避難訓練というものにつきましては計画はしていないところでございますが、今後とも、どのような対策が観光客の避難に有効であるかというものにつきましては、町もそうですが、団体の方々とも協力しながら、訓練自体もどのようなものが有効的に働くのかというのは研究を深めていきたいと、このように思っております。

観光客の方というのは、当然2、3日はいらっしゃる方がいらっしゃるかわからないです

けど、大体1日か2日でお帰りになられるということで、常にターゲットが変わってくると。実践へ参加していただく方も、そのときの方はそのときに参加していただけますが、次の日にはまた別の方がいらっしゃるという状況の中で、観光客の避難というものがどういう形で進めていくのがいいのかというのは、これからも研究を深めたいと、このように思っています。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

観光客の方が外へ出てきて、施設にいる場合には避難マニュアル等は各施設の中で部屋にも設置しているようにお伺いしております。外へ出てきて、昼夜を問わず、例えば浜でおられるときにそういう災害が起こったときには、やはり訓練を重ねていかなければ周りにおられる住民の方もお客さんに対する避難誘導の進め方というのは、なかなか訓練を重ねていかないと成果が出ないように感じているので、今後もそういうふうに取り組みをしていただきたい、そのように感じています。

また、そういうように観光客が浜におられたら、浜とか周辺の町の中でおられた場合、そういう災害が発生したときに、近くの避難場所がすぐに何か目につくようなアドバルーン的なサインシステムをつくるというのは、そういう提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員がおっしゃるように、観光客というよりは、大事なのは観光客をいかに避難場所へ誘導していくかというようなところの訓練というのが大きく行政側に求められているところではないかと思います。

アドバルーンサインシステムということでご提言いただいたところなんですけど、防災のほうには最近はいろんな対策といいますかシステムであったり物であったり、いただいているところがございます。まずは観光客の方々もそうなんですけど、現在も町の補助金を使っただいて、自治会でありましたり自主防災組織のほうで避難場所であったり避難路、そうした部分の整備に対して補助金をもう少し拡大したり補助率を上げていただきたいというようなご要望も随分いただいております。

特に観光地でございます旧白浜のほうにつきましては、そうした自治会が整備された避難路、避難場所のほうへも観光客の方々も避難されることも考えられるというご意見等々もいただいております。そうした中で、こうしたアドバルーンサインシステムというものにつきましても、観光客の方がこれをサインとして受け入れられるのかどうかというのも、なかなか周知をしないとわかりづらいところもありますので、どういう形が有効的に働いていくのかという部分も、貴重なご提言を踏まえまして検討を深めたいと思います。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

やはり白浜は観光のお客さんがたくさん来られます。町としても安全・安心を売りにして

いる白浜温泉です。さらなる取り組みの強化に推進していただければと思います。

防災については、これで質問のほうを終わらせていただきます。

○議 長

以上で、1点目の防災についての質問は終わりました。

次に2点目の都市公園等の利活用についての質問を許可します。

14番 堀君（登壇）

○14 番

次に、都市公園等の利活用について、ご質問いたします。

町内には、白良浜、平草原、三段壁、千畳敷、いそぎなどの都市公園や、都市公園ではありませんが、臨海の番所山公園等、景観に恵まれたたくさんの公園があります。

平成27年第4回定例会において白良浜の利活用について、催事をするときににぎわいとして物品を販売することができないか。もっと浜を利活用していくために都市公園条例を緩和していくことも必要ではないかと、一般質問をしました。町当局からは、基本的には都市公園条例に基づいているが、経済団体と町が主催、共催するイベントにおいては、少しは緩和し、販売の許可を出しているものもあるとの答弁をもらったことがあります。

今回は、白良浜だけでなく、町内の都市公園の利活用を推進し、観光振興につなげていけないかを質問するところです。

まず、白良浜についてですが、1年を通していろいろなイベントが開催され、一番の観光客が来られるところでもあります。都市公園条例の規制もあり、このすばらしい景観を守っていくことは当然ではありますが、観光振興から見ればもう少し条例の規制緩和を行い、イベント時には、浜内で物品の販売などもできるようもっと利活用することも必要ではないかと思われれます。

もちろん何でもかんでも販売をさせるということではなく、現状で取り組んでおられるように、経済団体が主催、共催するイベントだけでなく、長年にわたり白浜町のイベント、スポーツ大会と位置づけされているようなものへの規制緩和もできないかと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま堀議員より都市公園の利活用についてご質問をいただきました。

まず白良浜につきましては、議員からありましたとおり、観光白浜にとって一番の観光スポットであり、多くのイベントが開催され、たくさんの方々にご利用いただいております。現状では、確かに都市公園条例のもと、禁止行為等を定めてルールを順守した利用をお願いしています。ただここ数年は、経済団体、町が連携して開催するイベントや長年継続している大会等での営利を目的とした販売でなく、大会等の運営費用の一部に充てるための販売なら許可をしていることもあります。ただ、物品販売をしたいがためのイベント開催とはならないように、基本は経済団体、町の主催、共催を中心にしたイベントに対応していき、現状の都市公園条例の範囲内で利用者に喜んでいただけるような利活用を心がけていきたいと考えております。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

町長は、1期目の就任以来、白良浜を中心とした特区的な利活用の取り組みも言われており、平成27年度に策定された白浜温泉街活性化構想推進計画の中においても、重点施策として、白良浜の施設整備、海洋レジャー活動の推進と海域利用ルールの策定を上げております。また、夏の海水浴場だけでなく、いろいろな利用者が楽しめるアクティビティの重要性、必要性も発言されております。今後、どのようなビジョンをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。また、この浜のアクティビティの強化というのも町の広報にも載せておりました。もう一度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白良浜の今後のビジョン等についてのご質問をいただきました。

先ほどの都市公園条例の緩和にも関連していくことかもしれませんが、私自身もせっかくの白良浜でありますので、規制ばかりをかけるのではなく、先ほども答弁しましたとおり、個人の利益ではなく、町、経済団体等が協力して取り組むものについては、一定の緩和も必要であると考えております。

また、海水浴客だけでないたくさんの利用者も多くいますので、それらの利用者が喜んでいただけるアクティビティの充実の必要性は、感じておるところでございます。

昨年、神奈川県鎌倉市の由比ガ浜を視察しましたが、夏のシーズンに浜を訪れる人たちは約70万人以上でありながら、海水浴を楽しむ人たちはそのうちの10%ほどであるとお話を伺いました。浜内の護岸近くにたくさんのお店が並んでおり、ほとんどの利用者がこの店舗を利用して食事をしたりお金を使ったり、はかり知れないほどの地域経済のプラスになっているとのごさございました。まさにアクティビティの充実により、海水浴だけのレジャーではなく、浜内の店舗を充実させ、利用者を楽しませているものでありました。

由比ガ浜と同じようにはいきませんが、白良浜には60万人もの海水浴客が来られておりますので、海水浴にアクティビティをプラスすることで、浜の充実を図りたいと考えております。

予算審査特別委員会のほうでご審議いただくこととなりますが、白良浜周辺等海洋活用計画策定委託料を計上させていただいておりますので、海、浜を含めた新たな利活用の方法などを研究、調査をしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

由比ガ浜の例も出して答弁いただきましたが、白良浜の現状は、海の家は浜内ではなく、夏場唯一、白浜観光協会が売店を出し、ジュース、軽食の販売やビーチパラソルの貸し出しを行っているのが現状です。それらの店舗数も多くしていくような考えもあるのか、また、今後の白良浜の計画には、アクティビティも含め、もう少し具体的にどのような計画を立てて活性化を図ろうという考えがあるのか、聞かせていただきたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

ただいま、堀議員より由比ガ浜に似たような形で白良浜の利用ができないかというご質問をいただきました。

私も昨年、町長の由比ガ浜の視察に同行させていただき、ビーチの取り組み状況を伺ったところです。まず、浜の長さは白良浜の2倍以上でありながら、先ほど町長からも答弁があったとおり、海水浴をするお客様というのは少なく、大半が浜辺でくつろいだり海岸護岸にある飲食店舗で食事をしながら夏のビーチを楽しんでいるというのが印象でありました。鎌倉市の観光協会の方からも、海水浴を楽しみに来るといよりも、周辺の店舗をメインに楽しみ、プラスアルファで海水浴をする人が圧倒的に多いとのことでありました。

白良浜は現状、海水浴のみを楽しむことしかできずに、周辺で食事をするにも一旦は浜から出ていかなければならず、海水浴と食事を連動させてのアクティビティの提供とはなっていないところです。できれば、これらを一体化できるように、白良浜内にもう少し食事ができる場所の確保をし、また、白良浜内から湯崎のフィッシャーマンズワープ白浜や周辺の商店への動線づくりなどを行うことにより、地域の活性化に取り組めないかと考えます。

海洋部分についても、T型突堤から湯崎側部分で海洋体験をできるような取り組みも、あわせて考えていきたいと思えます。

もちろんこれらの取り組みにおいては、誰にでも商売をさせるというものではなく、一定のルールを構築し、経済団体等の公共的な団体が地域振興をかねて運営をしていけるように考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長

14番 堀君（登壇）

○14番

28年度の夏の総括においても、ここ最近海水浴離れというようなお話もございました。やはり海水浴離れで浜に来られても、アクティビティがないと短時間でそこから離れてしまうような傾向もいろんなところで聞きます。今後とも、そういう取り組みを進めていただきたい、そういうように考えております。

また、今、白良浜T型突堤の部分も出ましたが、白浜温泉街活性化構想推進計画でも、将来的にはビーチの延長などエリア拡大も検討し、オールシーズンにぎわう日本屈指のビーチリゾートを目指すというふうにございます。

浜の左側、T型突堤より湯崎側を第2の白良浜としての取り組みはできないかとも私は考えます。県のほうでも養浜事業のほうで、砂が余っているようなこともお聞きしますので、砂の投入も含め、海洋体験、マリンスポーツをT型突堤からフィッシャーマンズワープ白浜付近での取り組みもできないかということをお伺いしたいと思えます。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

確かにT型突堤より湯崎側の現状については、海水浴区域でもないため、利活用についてはできていないというのが現状です。議員が言われたとおり、T型突堤から湯崎側部分で海

洋体験、マリンスポーツができるように白良浜周辺等海洋活用計画の中でも取り組んでいきたいと考えております。

また、ビーチの延長、拡大というのもご指摘いただいた温泉街の活性化推進計画の中でも重点施策の1つとして取り上げておるところですが、これについては振興局、県との協議も必要でありますので、まず、この白良浜周辺等活用計画を策定し、その中でビーチの延長、拡大ということも考えていけないか。これはもう白浜町だけの問題ではなく、どうしても海岸ということで、県のほうにもお力添えをいただかなければならないという大きな課題でありますので、これも検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

県と協議と言っていますが、やはり白浜町から県に提言をし、前向きに進めていただきたいと思います。

次に、白良浜以外の都市公園についてお伺いしたいと思います。

平草原公園には、春には2,000本のソメイヨシノが咲き乱れ、たくさんの花見客が来られ、1年を通して、ウォーキング、トリムコースを楽しむ人たちもいます。また、三段壁は、昨年10月に、アジア初のレッドブル・クリフダイビングが開催され、世界に白浜町三段壁の名がどろいたところです。千畳敷での夕日が太平洋に沈む絶景、いそぎ公園には地元企業がビール工場をつくり、観光客の受け入れを行っています。また、この3月19日にリニューアルされる南方熊楠記念館のある番所山公園も、どれをとっても素晴らしい景観であり、たくさんの観光客や地元の方が訪れる場所であってほしいと願っております。

しかしながら、せっかくあるたくさんの公園は、点在している感が否めなく、線としてのつながりに欠けるように思います。もう少し都市公園として、白浜町の景勝地としてのPRができないものかと思っております。

私たちの町は、白良浜を中心に、ホテル、商店等の繁華街があり、それを取り巻くようにこれらの公園、景勝地が位置しています。最近外国人観光客も増加し、また、SNS等で白浜町の景勝地がアップされ、再度景勝地の魅力がクローズアップされているのが現状であります。

この公園等を生かさずして、観光振興はないと考えるところでございます。

まず、平草原公園ですが、利用者から、トリムコースを含め遊歩道が歩きにくいとの声を聞くことがあります。観光客よりも地元の方が利用することが多い公園でもあるので、そのあたりの整備を早急にできないものか。また、民俗温泉資料館の利活用についても余り利用できていないのが現状であります。例えば、公民館のサークル活動の作品の展示場やサークルの場、また、それで新たな利活用にもつながると考えます。また、昨年からは地元の方々と読み聞かせコンサートも行い、好評を得たとのお話も伺っております。住民からのアイデアを生かした利用も推進すれば、より利用度もふえていくと考えます。

いそぎ公園の利活用も、地元ビール会社が工場を立て、見学ができるようにしているが、町との連携でさらなる観光振興になっていくと考えます。官民の連携を考えた振興策を検討してはいかがでしょうか。

番所山公園周辺には、3月19日にリニューアルオープンする南方熊楠記念館、海底グラスポート、京都大学水族館と施設も充実しており、共通入場券の取り組みなども考えれば、番所山公園を含めた一体化の利活用もでき、臨海地域の活性化を推進することも可能であると考えます。

また、円月島の夕日を見るためにたくさんの観光客が来られます。海岸線の歩道整備もあわせて取り組めないかと考えます。

そして最後に、これらの都市公園を線でつなぐ方法として、県道を含めたサイクリングロードの整備も行えないかと考えます。県もサイクリングロードの推進に力を入れ、紀北では、ブルーラインの整備も進んでいるように聞きます。ぜひ白浜町においても、都市公園のさらなる利活用を促進するためにも、サイクリングロードの整備を進めていただきたいと思いますところでございます。

お考えのほうをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま堀議員より白良浜以外の都市公園ということでご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、町内にはたくさんの都市公園や観光施設があり、観光客だけでなく、地元の方々の憩いの場としての意味合いも持っているところでもあります。確かに白良浜が一番利活用度は高く、ほかの都市公園等については、余り利活用できていないという印象があるかもしれません。

平草原公園の遊歩道の整備については、現在も改修を行っており、今後も毎年予算化をしながら改修を進めていきたいと考えています。民俗温泉資料館につきましては、議員ご指摘のとおり、いろいろな利活用の可能性はあると感じています。今年の春には、昔の白浜の写真展を行い、秋にはコンサートが開かれ、時間はかかりましたが、今までにない活用ができてきているところです。公民館サークルの作品の展示場としてぜひ活用していただきたく、公民館長を通じてサークルにお声かけをしてもらっています。これらについてもさらなる周知をしていきたいと思えます。

次に、いそぎ公園の利活用についてですが、地元企業がビール工場をオープンして観光客を受け入れていただいています。ただ、いそぎ公園と一体となったものにはなっていないと感じるところであります。今後は、官民の連携で一体となった振興策ができないかもあわせて検討していきたいと思えます。

番所山公園の利活用についても、ご提案をいただきました。臨海の活性化については、やはり地元の商店会を含め、南方熊楠記念館、グラスポート、そして水族館、3つの大きな観光施設がありますので、これらを連携できるような取り組みというのも協議をしていきたいと考えております。

サイクリングロードの整備につきましては、現在、県でもサイクリングマップの作成中であり、白浜町内のコースは、議員が言われる都市公園も多く含まれています。平成29年度において、県では、サイクリングロードの取り組みも推進していくと聞いていますので、町としても、県の取り組みと連携して観光振興に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

まず、平草原公園についてですが、町長も以前に住民の声を聞いて、トリムコースを歩いた、そのように自身のSNSで発表されておりました。自分自身で歩いてコースの整備は必要だと感じたというふうに言うておられました。トリムコースを歩いて、また、平草原全体を見て、今後、この平草原公園をどのように生かしていく考えがあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

平草原公園の整備につきましては、取り組んでいかなければならないことだというふうに認識しております。費用もかかることではございますけれども、また一気の整備とはならないところではございますが、先ほど担当課長からも答弁がありましたように、現在、担当課のほうでトリムコースの修繕作業も行っております。これからも年次計画で整備を行っていきまして、憩いの場として、町民のあるいは来訪者の憩いの場をこれからつくって行って、喜んでいただけるようにしていきたいと思っております。まだまだトリムコースの中のいろんな遊具ですとかかなり老朽化しておりますし、あるいは整備できていない部分がございますので、この辺も含めて、今後はこの平草原公園の活用については皆様方とともにご指導いただけたらというふうに思っております。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

平草原公園は白浜町内でお子さんがおられて、家族で公園へ遊びに行くというたら、ほとんど町外の遊具があるような公園へ行かれるようにお聞きします。やはり地元の方も大勢来てもらうのやったら、そういうような遊具も整備、トリムコースの中の遊具じゃなしに、やっぱり家族が大勢集まってその遊具のところでコミュニケーションがとれるようなことも考えていき、また、そういうところでひとつのお母さん同士のサロンのようなものもできていくのではないかと考えておりますので、全体構想として、今後の平草原公園のあり方をまた考えていただきたい、そういうように考えております。

また、民俗温泉資料館の利活用についても、民俗温泉資料館という名前がいいのか。また、館内にある資料の整理もただ雑然と置いているような感じもします。そしてその利用についても、やっぱり町民からのアイデアを募集するというようなことも考えていく必要があるのではないかと考えるところでございますが、当局ではどうのお考えでございましょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま議員よりまず、平草原公園内の遊具の充実というご質問をいただきました。

確かに、民俗温泉資料館も建って20年以上も経過しておりますし、その間に充実してきた木の遊具も結構腐食し、腐ったものもあり、取り除いた遊具も多数あるところです。本当



に子どもさんを連れてこられた場合に、なかなか遊具で親御さんが遊ばすということもできない公園であり、それらの部分が周辺の公園より少し劣っていると感じているところです。この遊具の充実については、大変費用がかかることでもありますし、何らかの補助事業等がないかも勉強しながら、今後の公園充実には欠かせないものだと思っておりますので、検討をさせていただきたいと思えます。

次に、民俗温泉資料館につきましては、現在1階には温泉資料、そして2階には民俗資料等を展示している状況であります。民俗温泉資料館としての利用を継続するのであれば、今の展示物を再整理した取り組みも必要であり、また、今後は、名前のこともおっしゃっていただきましたが、名前も変更して今後は別の利用を主体として考えていくなれば、資料を整理した上での利用となっていくと思えます。

今後につきましても、町民の方々のアイデアなども聞かせていただき、より利用しやすい施設の検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

資料館のほうは、やはり温泉資料や民俗資料がそのままの状態であれば、利用の方法は限られてくると思えますので、まずその方向性を早急に決めて、町民からのアイデアを募集していくような進め方をさせていただきたい、そのように考えるところでございます。

次に、いそぎ公園には地元企業のビール工場が、平成27年11月にオープンし、工場見学もふえ、旅行会社からの工場見学等のオファーもたくさんあると聞いております。まずそのいそぎ公園も、先ほどふれましたが、今現在白浜町にサイクルステーションが道の駅とフィッシャーマンズワープでしたか、3カ所機能していると聞いております。いそぎ公園においてもサイクルステーションとしての機能も含め、これはその企業さんともご協力いただかなければいけないと思えますが、周辺整備、入り口の駐車場整備等を検討していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいまの堀議員のご指摘にあったとおり、せっかくいそぎ公園内に地元企業のビール工場ができながら、周辺整備、入り口の駐車場整備等ができていないというのが現状であります。都市公園内にビール工場ができ、公園と連携した観光振興につなげていかなければならないと認識しています。費用がかかることではあります、ご提言いただいたサイクルステーションも含めた整備を検討していきたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

もとはいそぎ公園の活性化ということも含めて企業が進出してきたところでございますので、企業も一生懸命その観光振興の拠点として、工場見学等々に力を入れているところなので、ぜひとも連携しながら公園整備に努めていただきたい、そのように考えます。

次に、番所山、臨海を起点としたサイクリングロードの整備ができないか、お伺いしたいと思います。先ほどにもふれましたが、もう一度答弁のほうをお願いいたします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま議員より番所山、臨海を起点としたサイクリングロードの整備というご質問をいただきました。

番所山、臨海地域も含め、町内の都市公園等を結んで活用する方法として、サイクリングロードの整備があると考えています。温泉街地域であれば、三段壁、千畳敷、白良浜、そして臨海地域のサイクリングが可能であります。また、現状では、フィッシャーマンズワープ白浜にサイクルステーションを設けていますので、番所山、臨海に限らず、これらの海岸線、都市公園のコースをPRしていき、さらに利活用していただけるような取り組みを考えていきたいと思っております。

特に臨海、番所山という名前を出していただいて、ここを起点ということは本当に重要なことであると思っておりますが、ほかの景勝地、都市公園も含めて、どこが起点ということではなく、また、観光協会が取り組んでいるレンタサイクルとの連動ということも今後出てこようと思っておりますし、その観光協会のレンタサイクルの場所が、例えば臨海地域でレンタサイクルをできるようになれば、議員がおっしゃられたような、番所山、臨海も起点としてのサイクリングロードの整備というかサイクリングを楽しめるレジャーにもつながってくると思っておりますので、それらも含めて今後、県と力を合わせながらサイクリングロードの整備には力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

今、県の進めているサイクリングロード、海のサイクリングロードとしましては、新宮市から和歌山市に至る総延長390キロメートル、風光明媚な海岸沿いを巡るルートであります。既存の道路を活用しながら安全で快適なルートを選定して整備していくことになっております。円月島は和歌山県の夕陽100選に選ばれるなど、すぐれた景観スポットであります。昨今、臨海地域周辺では、この円月島を背景に夕日の画像を撮りに来る国内外の多くの観光客の方が来られ、車のほうも駐車スペースが十分ではないため、交通の妨げになっているのも現状です。きのう、おととい、雨のときでも多くの方が写真を撮りに来られておりました。

これを考えれば、現在の和歌山南漁協白浜支所から臨海地域までのところが歩道もございません。この歩道も含めて道路拡幅整備等が必要と考えるが、現状の計画はいかがでございましょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

臨海周辺の歩道整備等につきましてのご質問をいただきました。現状は、議員もご指摘の

とおり、瀬戸の漁協のところで歩道は途切れているような形になっておりまして、その延長の必要性については認識しているところでございます。

その中で、県に対しましては、西牟婁郡町村会等を通じまして毎年歩道整備の要望を行っているところでございます。その中で、平成27年4月には、観光シーズンの歩行者の通行状況等を把握した上で、必要であれば歩道整備について検討していきますという回答をいただいております。現在は、県が新政策として進めております事業の1つであります歩道整備の加速化に当計画も位置づけしていただいておりますので、今後、早期実現に向け、より一層の働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

毎年そのような要望を出していただいて、地元からも長年、初めからここは無理やろうなというような考え方を皆さんが持っているようですが、何とか実現できるように今後とも要望を出しながら、整備に取り組んでいただきたいと思います。

最後に一言、きのう卒業式で中学校へ行かせていただきました。その文章の1つでございましたが、ネバー・セイ・キャント、決してできないとは言わないこと。現状維持は後退であるというお言葉を卒業式で聞かせていただきました。このお言葉を当局に提案し、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議 長

以上をもって、堀君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 40 分 再開 10 時 45 分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

3番古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。町有源泉「第三天山」の動力許可申請についての質問を許可します。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

議長の許可を得ました。最初にご承認いただきたいんですけど、議長に資料を後ほど出しながら説明させていただきますので、その辺の許可をよろしくお願ひしたいと思います。

それから質問要旨については5点ほど書いておりますけれども、これを全て一括で当局の答弁次第では飛びますので、許可をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

はい、どうぞ。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それでは質問に入りたいと思います。

まず最初に、私は去年、6月の議会で初めて第三天山についての源泉についての質問をさせていただきました。そのときには一応経過として、今までの流れ、歴史としての質問をし

まして、当局から答弁をいただいております。その中で、細かいところにつきましては、詳細につきましては今回質問はできるだけ控えたいなと思っております。ですけれども、基本的には、6月の議会でも私は締めくくっておりますけれども、基本的にはこの源泉は使ってはだめだという私の気持ちはもう変わりません。そんな中で、今、当局側が、今回、動力申請をされて、それから県の許可がおりたということにつきまして、疑問な点が多々出てきましたので、その辺について、各項について質問を投げかけて、答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、当局の今までの流れから、昭和43年に交わした温泉に関する契約、この契約に基づいて行政側が今も現在仕事をされているように思います。そしてまた手続もそういうふうな流れできているように思います。

ということで、この43年に交わした温泉に関する契約、この契約を当局側はどうされておられるのか、まず最初にその辺のところをお聞きしたいと思います。

**○議 長**

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

**○番 外（町 長）**

ただいま古久保議員から第三天山の温泉に関する契約についてご質問をいただきましたが、3月1日の議員懇談会におきましてもご報告させていただいたとおり、動力許可申請の許可がおりました。昭和50年からの継続審議以降、40年以上の経過となりましたが、許可という一定の方向性を出すことができました。議員各位には、ご理解ご協力をいただき、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて契約につきましては、昭和43年に当時の土地所有者と町が締結したものであります。その後、掘削許可を得て、動力許可申請をし、継続審議の期間が長く、その間に当初の土地所有者であった会社から現在の土地所有者に名義が変わっています。確かに当初の土地所有者から新たな土地所有者に変更となったときに、再契約を結び直すことができればよかったのかもしれませんが、現在の所有者と契約時の所有者については同じ関連会社であり、全く第三者が所有者となったわけではありません。また、契約者のいずれか一方が、この契約書について不利益を被り、効力がないと言っているものでもなく、双方が契約書の履行をしていくことを納得してのものであるということでございますので、有効であるというふうに考えます。

**○議 長**

3番 古久保君（登壇）

**○3 番**

この温泉に関する契約、これは有効であるということで当局側は押さえておられます。

そこでお聞きするんですけれども、この契約が有効であると、これに基づいて進んでいるということですが、この契約につきましては、この契約の相手は今は名義が変わりましたと。関連会社であるという町長の答弁もありますけれども、その辺について詳しく、再契約はされていないと、新しい契約はされていないということで、昔交わされたこの契約が有効であるかどうか。この契約の相手につきましては、平成18年に閉鎖されております。新しく会社になっております。そんな中でこの契約が有効であるという捉え方、行政側の判断、この辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員より最初に契約した相手と今の相手が違うというご質問だと思います。町長のほうからも答弁させていただいたとおり、確かに平成17年、18年のころに最初の土地所有者から今の土地所有者のほうに、この第三天山の位置する地番の売買がなされているところであります。現在は、その昔の当初の会社は会社を閉鎖しているということでありますが、閉鎖したからこの土地が動いたというのではなく、閉鎖する前に現在の所有者のほうに売買がなされたものであると認識しております。

町長のほうからもあったとおり、その土地所有者が変わったときに新たに契約を結び直すことができれば問題はなかったところだと思いますが、その当時、もちろん町のほうから、また新しくなった土地所有者からも、この契約の更新と、新たな契約を結ぶという話には至ったという資料はないところであります。ただこの契約書の中身においても、源泉敷地並びにこの契約上の権利を第三者に譲渡する場合があっても、その場合はあらかじめ甲、町のほうに通知し、この契約上における土地所有者の義務一切を当該承継人に引き継がなければならぬということ、売られたほうもきちんと次の所有者のほうにこの契約を引き継いでいくという条文がありますので、新たな契約は結んでいないところでありますが、先ほどから申し上げているとおり、同じ関連会社でありましたし、その辺の協議もその後できているところでありますので、特にこの契約が無効だという認識には当局のほうでは至っていないというのが現状です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それについては当局側の判断に反論を唱えるつもりもないし、戦うつもりもございません。それが当局側の判断であるという捉え方でおきたいと思います。

問題はなかったと。なかったけども、やっておけばよかったなという課長の答弁、これはなかったけどやっておけばよかったなというところはあったと、裏返せば問題はあったと、私はそういうふうには捉えたんですけども、それについてはもういいです。

詳しくこの中でお聞きしていきます。

まず、会社がなくなったこの契約、消滅しているこの会社、それから第1条の中に、この会社との契約の中で、白浜町1863番地の1、鉱泉地、3.3平方メートルを甲に無償貸与するという第1条になってます。この第1条の中の白浜町1863番地の1、この場所には、今白浜町が所有している源泉はないんですね。私の調べた限りでは、ないように思うんです。今現在のある源泉の位置は、1667番地の19というところにあると思うんですけども、一応こういう資料を持っていますので、この辺の資料を確認します。

今、私が持っておりますこの資料は税務課のほうからいただいている、固定資産の業務の支援システムの中で航空写真の中に一応、公図を入れた図面です。今の契約の中にあります1863番地の1というのは、ちょっとわかりにくいですけども、黄色の3.3平方メートルの場所なんです。ですけども、井戸のあるのは、1667番地の19というピンクで塗ったこの場所なんです。この場所について、この辺のところと私は今捉えておりますけれども、

それで間違いないものかどうか確認したいと思います。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

ただいま古久保議員から、税務課の固定資產業務支援システムにより一般の方々に閲覧をしていただいている地番図についての関係のお尋ねをいただきました。

この地番図につきましては、航空写真をもとに字切図等を参考として、作成したもので、境界及び現況地形との相違、地番欠落等の場合があること。また、権利関係を確認することはできないこと。このことをお断りした上で、資料提供させていただいております。地籍調査の終了している地域ではございませんので、境界、位置関係等が確定しているものではございません。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま税務課長からも答弁がありまして、ちょっと補足というかご指摘の番地の違いについてですが、町としては掘削申請を行った所在、土地所有者との契約の所在は、最初ご指摘いただきました白浜町1863番地の1となっており、地目も鉱泉地であります。この所在地番周辺は、公図の混乱が生じている地域でもあり、ご指摘の地番の所有者も、掘削申請地番も所有者が同様であり、番地の違いは特に問題があるとは考えていません。県担当課におきましても、ほかの源泉と違い、申請後の掘削ではなく危険回避のために掘削をした後に申請を行い、その申請地番が1863番地の1となっているとの理解であります。今後、番地の錯誤があり問題となるようであれば、県担当課と源泉地番の変更をするべきかを協議したいと考えています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

という当局側の説明ですけど、私は単独で一応この公図を法務局からいただいてきました。これに照らし合わせますと、やっぱり税務課がやっているこの航空写真は合っているんですね。それは地籍ができてないかどうか、その辺の判断なんですけども、1667番地の19というところがきちっと明記されております。その1667の後ろに、後ろということは内側に1863番地の1というのがあって、これはほんの3.3、1坪なんですよ。これは公図の中で、また、法務局の登記の中では、宅地じゃなしに鉱泉地として認められている。この鉱泉地の中には、今は井戸はないんです。

だから白浜町の今所有している源泉という場所には、これは白浜町としての権利があるのかどうか、所有者としての権利があるのかどうか、その権利を設定されておるのかどうか、地上権もあるのかどうか、そういうところの押さえは、この契約の中できちっとされておりますか。この源泉というのは、やっぱり町のものであれば、我々町民のものでもあるんです。だからその辺のところの押さえをきちっとされておるのか、その辺のところを聞かせてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

ご指摘の点であります、確かに今議員が持たれている部分での説明では1863番地の1ではなく1667番地の19であるという説明であったと思います。登記上も1863番地の1が、面積も小さくそこが鉱泉地として地目があるということであり、その所有者が今の土地所有者ということになります。それをもとに、町としては温泉に関する契約をそのまま結んだと思います。

その後、このような地番図だったり公図だったりということのご指摘を受けたのが今回が初めてであり、それが本当に先ほども申し上げたとおり、場所がきちんと確定して、どちらかということになれば、町としても県とも協議して、県のほうの温泉台帳に登録されている地番を1863番地の1から1667番地の19に変更するというのも考えていかなければなりません。そして、地上権等については、温泉に関する契約の中ではうたってなく、この契約の中身については、土地所有者が町に対して、ここの1863番地の1の鉱泉地を無償貸与するという契約になっていますし、契約の中ではないんですが、この当時、町そして温泉所有者、また地元のホテル社長、県等が入って協議の中でこの源泉については、土地は土地所有者、しかし温泉の権利、所有については白浜町の所有とするということがうたわれておりますので、番地云々というよりも、井戸を掘っている所が町の所有の源泉という位置づけで考えておりますので、繰り返しになりますが、番地の変更が認められれば、そのような形で対応はしなければならぬと考えます。

○議長

3番 古久保君（登壇）

○3番

今の課長の説明ですけれども、番地の変更というよりも、この番地によって1863番地の1と、この鉱泉地3.3平方メートル、この番地によってあなた方は今動力申請を県に出されてるんですよ。ここにある源泉というのは、今存在ないんですよ。現実には、番地が違うんですよ。それに基づいて申請を出して、県からの許可がこの番地で許可がおりている。町有の源泉、井戸もない所に許可を申請して、県も許可を出している。こんなことが、そやけど今の現在、通りますか。

そしてこの動力申請というのは、白浜町としても、今は白浜町が申請しています。普通は、業者が申請するんです。指導、行政指導する立場にある白浜町なんです。その白浜町がメインになって県に申請している。申請書も白浜町がつくり、出しているんですよ。そういうことが、まかり通るのか、これは世間の常識として町民に理解してもらえるのか、その辺についてはどうですか。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

まず番地の問題からであります、先ほども説明したとおり、温泉の井戸がある地番が古久保議員ご指摘の地番と町が申請した地番の違いがあるというのは、場所はどうか認識をしております。ただ、井戸、温泉がある場所がどうのこうのよりも、温泉についての動力申請をしましたので、もし県のほうから地番の違い等の指摘があれば、その地番を変

更するという事はしなければならぬと思います。先ほども申し上げたとおり、掘削申請を何番地ですと申すに掘削したのではなく、掘削した後にこの源泉は温泉と認められたところであり、番地の違いというのは特に問題がないのではないかと申す。

あと、業者、土地所有者のほうで動力申請をするというお話ですが、これについては昭和50年から継続審議の中でも、町が申請しているものでありますし、町が申請するという事は、町所有の温泉であるから町が申請しているわけで、それが継続審議になっている中で今回申請者が土地所有者に変わるといふことになれば、その源泉の所有者がどちらかであるというのもまたおかしな話でありますし、町の源泉である以上は最後まで町が申請すべきだと考えています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

別に源泉は町であるといふことは、所有であるといふことは、私は認識しているんですよ。今の課長みたいな、そういう答弁は求めてないんですよ。

そやけど町の所有である源泉、井戸の位置が番地が違ふと。これがまかり通るのかといふ押さえだけです。これは議論をしても時間がかかるばかりですからやめます。当局はそういう考え方であるといふ形で押さえておきますので、これについては深くもうやりません。

その中で、3. 3平方メートルを無償貸与、この無償貸与といふのはどこまでの権利があるんですか。町はいただいておりますか。会社と交わしたこの無償貸与、閉めた会社に対して無償貸与の契約をされている。新しい今度の会社、この方が引き継いでいるという証拠、新しい契約も結んでない中で、そんなことが、こういう問題が、あうんのうちに、行政側として理解されているんですか。将来問題が起こってこないと思っておるのでしょうか。私は物すごく危険な状態だと思うんですね。この無償貸与といふのはどこまでの権利を行政側はいただいておりますか。誰と契約しているんですか、これは、無償貸与は。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

この無償貸与についても、温泉に関する契約の中の、先ほど議員が説明された第1条の中でうたっております。契約自体が当初の契約者と今は契約は結べていないですが、この土地を買われた今の現土地所有者との間でも、この件については、1863番地の1の無償貸与、3. 3平米をするといふことでの継続協議をしているところであり、どこまでの無償貸与といふのではなく、温泉の権利は町でありますし、穴の位置が井戸の位置が1863番地の1でありますから、そこの温泉の部分についての無償貸与を町のほうでしているといふことでありますので、権利云々という話ではなく、あくまでも白浜町が所有している第三天山の源泉の部分の無償貸与、これからも、これは引き続き無償貸与としていくものだと両者のほうでは考えておりますので、特に問題はないと認識しています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

当局側の答弁にとにかく逆らわんようにしていますので、考えだけお聞きしておきます。



ですけどこの無償貸与については、やっぱりきちっとした押さえをしておかなければ、どこまでこの井戸の権利が続けられるのか、一般社会というのはいろんな変化があるんです。会社においても。もしこれが、町長の説明の中で、今は一応ファミリー会社が継いだのだから、後で契約を新しくすれば引き継げるという意味合いの答弁をいただいておりますけど、そやけど宿泊施設というのは、今経済的にもどうなっているかわからない。そんな中で、もしこの契約に合わない第三者、この契約の中にあるとあなたは言っているけども、引き継ぐと言ってますけども、もし第三者、これがファミリー企業でなければ、本当の第三者ということになれば、どんな問題が起こってくるか。法律的に戦えるのか。顧問弁護士はどういう判断をされているのか、その辺のところはいかがですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

現在については、今議員がご指摘の関連会社でありますし、その辺の協議についてはきちんとできております。新たに契約を更新というか結び直すという作業は必要であろうかと思えますし、ただ内容的にも第三者への売買が今後全く関連会社ではなく、本当の第三者の会社が、この源泉のある土地を所有したとしても、町としてはこの契約にあるとおり第三者にも同じような契約を求めていかなければならないと思えます。ただ法律的な部分も含めてという協議については、今後きちんとしなければならぬでしょうし、まずは今現在持っておられる土地所有者が、この源泉のある地番を売買するという話も町のほうでは伺ってないですし、きちんと使えるようになった上での契約を新たに結ぶという協議になっておりますので、その辺については今後の協議事項になるのではないかと考えております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それはそれでいいとしまして、この3.3平方メートルを、源泉についてお借りして、無償貸与しています。そしたら今後、動力申請をされて、温泉を送るためにはいろんな機械設備をあつ場所に設けなければならない。配湯するための設備を整えなければいけない。これの申請については、今回は動力申請だけです。動力申請だけでは温泉は送れないんです。配管がなかったら、利用目的のところへ送れないんですね。その設備に関しては、どういふふうな形でやられるのか、新しい設備をあつ場所に設けるのか、それとも今まで50年間ほど使ってきたあつ設備を契約者の相手に維持管理させて、使っていくのか。この契約から見れば、あつ維持管理は相手の会社が見ていく。そういうふうな意味合いの文書にもなっています。その辺のところの取り組みはどういふふうにされているんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

この2月に動力申請の許可がおりたばかりであり、今後、今ご指摘いただいたような部分も含めて、前の契約書で踏襲するところは踏襲して、新たに加える文言もあるでしょうし、維持管理の部分、また、今は3.3平方メートルしか無償貸与しておりませんので、その周辺のところの温泉設備等についても、もし土地が必要であれば、きちんとした相手方との協

議はしていかなければならないと考えています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ということは将来的にはそういう計画は、とりあえずは動力申請したと、将来的には何ら考えてないというふうな捉え方を私は今させてもらいましたけども。

そういう中で、この井戸の使用目的、これについてはあなた方が出しておる配湯先、申請書に書かれている配湯先、これについては細かく2カ所だけ書いてます。湯崎のあの駐車場のところにある足湯に対する給湯、それから一応施設名が書かれております。施設名に配湯する。その2点だけです。それが使用目的であり、配湯先であるというふうな申請書になっています。今、わざわざこれを使用して配湯していかなければならない足湯の現状を説明してください。

それと、その宿泊施設、ここに配湯しなければならないという理屈、理由、その辺の説明をお願いしたい。これは特定の企業なんです。特定の企業に配湯しなければならない。その辺の目的、根拠を説明いただきたい。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

利用については、ご指摘のあった湯崎浜広場の足湯とこの土地所有者が経営しているホテルという2カ所で今回の場合は申請させていただいているところであります。現在、足湯のほうについては砵湯源泉を利用しているところでありますが、砵湯源泉よりもこの第三天山のほう足湯には近いということもありますし、湯量を考えてもこの第三天山を使うということのほうがいいという判断をしているところです。

そしてもう1カ所のホテルへの配湯については、何を根拠にというお話ですが、先ほどから何度も出ております温泉に関する契約の中で配湯するという契約になっており、それをもとに甲、町が動力申請を行う、そして土地所有者のほうはこれに全面的に協力するという文言が契約の中にありますので、この契約書をもとに、というかそれを根拠に、配湯先には土地所有者のホテルとなっているところです。これはもう継続審議であり、最初に申請した当時から変わるものではありません。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

その宿泊施設、契約にはそうなっていると。ですけれどもこの契約の中では温泉代と相殺するというような文言のところがあります。それと、今の宿泊施設においては、今現在温泉があるわけですね。この会社においては、2つほど井戸を持っており、今現在それを使って今の宿泊施設を営業されている。切羽詰まって今温泉が必要でないような状態であると私は思うんです。この2カ所あるというのは、これは県の環境課のほうで私は聞いてきました。今営業されてますよ、温泉が入ってますよとはっきり言っておられました。そんな施設に対して、わざわざこの井戸を、白浜町が申請して配湯しなければならない根拠、これを聞いて

るんです。その辺はどうですか。

○議 長  
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

確かに議員が県のほうで聞かれたというのであれば、この第三天山以外で土地所有者が持っている源泉が2本あってそれを使っているというのが現状だと思います。ただホテル的には、湯量、2本の源泉の湯量も含めて、なかなか足りていないという話も町としては聞いており、そのために、いち早くこの第三天山の源泉を利用したいということで、過去からずっと協議を続けてきているところであります。本当に湯量がふんだんにあれば、持っている源泉をホテル側も使うんでしょうが、その辺の事情があるということも聞いており、そしてまた先ほども申し上げたとおり、根拠については、この温泉に関する契約をもとに配湯するという考えであります。

○議 長  
3番 古久保君（登壇）

○3 番

今課長から湯量について説明がありました。申請は一応5馬力のコンプレッサーをつけて75リットル/分と、1分間に75リットルしかくみ上げませんよという申請です。5馬力フルに回転すると、力を入れるとどれぐらいの量が出るか、その辺はおわかりですか。

○議 長  
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

去年の春に揚湯試験を行いまして、この5馬力のコンプレッサーを利用してどれだけくみ上げることができるかという調査を行ったところであります。そしてまた限界揚湯量が1分間に90リットル、これを2日間くみ上げた中で、相当量というか限界が90リットル/分ですから、普通に使える量を8掛けとしまして、75リットル/分という数字を中央温泉研究所のほうが出したところであります。今回の申請についても、この75リットル/分を基本にしており、5馬力でどれだけ量が出るというのであれば、90リットル/分が限界揚湯量を押さえておるところです。

○議 長  
3番 古久保君（登壇）

○3 番

そういうことを聞いてないんです。揚湯試験は50年間使ってきた井戸、この井戸を使って揚湯試験をされている。50年も使った井戸というのは、新しく浚渫しなければならないような現状に来てる可能性があるんです。5馬力フルにかけても90リットル/分しか出ないんです。その8掛けで75リットル/分なんです。そういう意味に私は捉えてるんです。これは浚渫した新しい井戸、それを5馬力かければ200リットル/分から250リットル/分大体出るんです。このコンプレッサー。あなた方が申請している機械は、揚量的には噴き上げ揚量は440リットル/分になっているんです。440リットル/分の能力があるんです。噴き上げの力です。それをもろに地下へ送っていくと、噴き上げてくる温泉、フルに使うと200リットル/分ぐらい出るんです。これをフルに使われてしまうと、あの源泉に

そういうふうな形で使われてしまうと、周りに対する影響というのが、もともとからある自噴している行幸源泉、今白浜町で自噴している源泉というたら行幸源泉ともう1つ、4カ所か5カ所ぐらいしかないんです。自噴と動力とセットでやっていると3カ所か4カ所ぐらいしかないんです。あとはみんな動力をかけて噴き上げてるんです。そういう今白浜町の所有している井戸は古い井戸なんです。これを将来的に、その宿泊施設に送っていかうとする作業、後の維持管理にどれぐらいかかるか、温泉が出なくなった、今75リットル/分で設定してます。出なくなった。契約でちゃんと出しているやないか、送ることになっているやないか、出てこんやないか。白浜町はこれをまた浚渫し直さないかん。そういうときの費用、使わなくてもいいようなこの井戸を使って、そういう費用が将来的に出てきたときに、町民の負担になるんです。我々の血税なんです。その我々の血税を使って、一宿泊施設に配湯する。私はもう公共的な利用としてはよう判断しないです。

あなた方は、幅広く不特定多数に送るのが公共的な福祉であるというふうに言われてますが、私たちというより、訂正します。私は常識的に、これを公共的な利用としてはよう理解してないんです。この源泉についての申請までの調査の中で、これは周りにそういう状況も含めて、5馬力をフルに回転すればどういう状態になるか、今の現在の井戸で判断しているようなことでは、将来的には私は心配です。

だからそういうところも含めてきちっと申請する前にモニタリングができたのか、周りに対する源泉に対する影響はないものか、調査ができたのか、その辺のところはきちっと調査をされて、モニタリングをされて提出されたのか。動力申請の許可はおいてますけども、その辺のところの詳細についてきちっと申請できておるのか、その辺もお聞きしたい。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

まずくみ上げ量のお話ですけれども、5馬力のコンプレッサーをフルに使えば400リットル/分マックスというお話が出ましたが、それについてはコンプレッサーの力としてはそれだけの揚量を出すということは可能かもわかりませんが、町内にある源泉はいろいろありまして、最高でも5馬力のコンプレッサーということであれば、ほかのところも同じような量が出るというような意味合いにもとれないことはないんですが、やはり5馬力でくみ上げても50リットル/分しかくめないところもありますし、百何十リットル/分くめるところもありますし、それは温泉を無理にくみ上げるというのではなく、地下にある温泉の量にも関係しますし、また、深さ、掘っている井戸の深さでも関係してきますから、その辺は一概に議員がご指摘のような数字にはならないと思います。

そして先ほど申し上げた1分間に90リットルというのは95リットル/分で訂正していただきたいんですけれども、それについても、町として今の井戸で5馬力でくみ上げた揚湯限界量が95リットル/分ということでありましたので、フルにコンプレッサーを動かした状況であります。確かに古い井戸なので、新たに浚渫をするということになれば、もちろんまた湯量については若干変わってくると思いますが、まず申請に当たっては、今現状の井戸の揚湯量で申請するということが当然でありますので、今後、その辺のくみ上げ量の変化に伴い、再度浚渫ということも十分考えられるというのが考え方であります。

今後についてですけれども、万が一温泉が今申請どおりの75リットル/分のくみ上げが

できなかった場合にどうするのかというご質問もあったかと思いますが、これについても源泉は町所有のものであり、配湯先までお湯を送るとするのは、その温泉所有者の義務というかやらなければならないことだと思います。これは町に限らず温泉会社全てが自前で温泉管も取りつけ、もし温泉が出なかった場合は、配湯先の方から受益者負担をもらうのではなく、会社なりが工事一般全てについての費用はねん出するとなっておりますので、ここについては町も同じ考えです。

血税というお話もありましたが、無料で無償で相手方に温泉を配湯するわけではなく、きちんとした契約に基づき温泉料をいただきますから、それらのお金もきちんとこの今後の浚渫、また新たな設備にもお金を入れることができると考えておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

配湯は無償でしないという答弁をいただきました。この旧の契約書の中にも、第5条の中に、経費、240万円、昭和43年の時代です。それについては、甲が補償する。甲が補償して、温泉利用料金より毎月末日に分割支払いをするという契約になっています。この240万円については、これは温泉供給を目的に掘ったんじゃないんです。危険回避で無断で掘ったんです。誰が許可を出したのか知らんけど、国の技官というふうな相談をした結果というふうには資料の中にはありますけども、そういう中で、事後にこの契約ができて、240万円井戸を掘るのにかかったんやと。これの補償を温泉代で差引くというふうな契約になってます。

それに似たような今現状が、白浜町にはこの会社から3億5,000万円以上の請求書が毎月されていると、送ってこられてると。持参してるのか、内容証明で送られてきてるのか、その辺はわかりませんが、これは町長の口からも請求書が来てるんだということも聞いております。こういう宿泊施設に関して、この3億5,000万円の内容わかりません。3億5,000万円の請求書が来るということは、これは町民全体に突きつけられてるんです。安易に出せるお金じゃないんです。きちっとした理由づけができなかったら、支出できるお金でなかったら、支払いができないんですよ。議会も通さんなんです。議会の承認も得なんだら、幅広く町民の理解も得なんだら、得なければならないんです。このような請求書が現実には今白浜町に届いているということです。

それも、今後、この新しく動力申請した中で許可がおりた中で、今の白浜町の抱えているこの井戸、この井戸から宿泊施設に送った場合、あなたは温泉代が入ってくると言われましたけども、その裏づけはきちっとできますか。今この会社とそういう約束ができるんですか。温泉は送った。町民の血税を使って設備もした。宿泊施設に温泉は送った。温泉代が回収できない。支払ってくれない。そんな状況が将来ないとは言えません。今現在も、そういう状況に至っているような、白浜町に迷惑がかかっているようなことがあり得るわけです。

そういうときに、行政側はどう責任をとられるのか。この請求書は受け取れませんと送っていますか。送り返してますか、行政側が。送り返してなかったら、もしかしたら有効かもわからんですよ。その辺のところは法律的に弁護士さんと相談されてますか。もし払わんとなったらどうされますか。町長が個人的に払う金でもないです。我々町民全体で払わん

なんという状況になってくる。今後どうされるのか、その辺を聞かせてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

まず古久保議員のほうから、無断で掘ったと最初にあったんですが、これは無断ではなく本当に地質調査を行い、国の技官が来て温泉のガスが噴出して床面が熱くなったから危険回避のために掘らなければならないということが出てから掘りましたので、ここについては決して無断で掘ったものではないので、そこはご認識いただきたいと思います。

あと240万円が危険回避のために最初に掘ったもので、温泉を利用するために掘ったものでもないのにこのお金をなぜ町が補償しなければならないかというご質問があったかと思いますが、これについても危険回避のために掘ったとはいえ、その後きちんと契約の中でこの240万円が甲が補償するというのでこの当時契約を結んでおりますので、この契約が生きている以上はきちんとこの契約を守らなければならないと思います。この当時にそういうやり取りがあって、町が補償するべきものでないという見解になっていけば、この契約には載っていないと思いますので、この辺は引き続ききちんとしていかなければならないと思います。

そして三億何がしかの請求が来てるというお話もありましたが、これについてはなかなか全てにおいて答弁するのは難しいところではありますが、40年以上にわたりこの温泉を使えるようにしてほしいという土地所有者の要望というか契約に基づいたことを町が履行できていなかったがために、この間温泉を使えるようになっていけば、これだけの金額がかかったという、現に支出の対象になっていないような金額もその請求書の中には含まれているところでありまして、弁護士のほうにも相談した上では、有効にならないという話も聞いております。そしてこれについては、現在の土地所有者の社長の方とも請求書の件については協議のほうも進めておりますし、今後、そのようなご心配もあろうかと思っておりますので、この部分についてはさらなる協議をしてきちんと決着はつけていきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

これにつきましては大変な問題ですので、これは議会で私1人がこんなことを言っているも仕方がないので、できたら議会全体で、この問題については、全員協議会なり、きちっと行政側から報告されて、3億5,000万円以上なんですよ。ふえてるんですよ。だからそういうお金を請求されてるということは、私は行政側内部だけで解決できるではないと思います。その辺のところを議長にもお願いして、この辺の問題につきましてはご判断いただきたい。議会でもきちっと報告を受けて対応を考えていかなければならないと、私は思います。それぐらい大事な問題だと思っておりますので、議長のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あと白浜町の温泉、これに対する県から出されている要綱があるんですね。温泉保護対策実施要綱、その中で要綱にはいろいろ書かれてます。その中で答申が出てるんです。これは昭和51年10月にできてる。この答申の中の文章をちょっと読ませていただき

ます。白浜温泉主部地域について、この地域では源泉の掘削そのことがガス抜きとして作用して噴湯力を弱めている。そのため、自噴泉が減少し、かわりに揚湯泉が増加し、結果的には湧出量の減少、泉温の低下を招き、海側からの海水の侵入、陸側からの地下水の混入を許すようになっている。このような現状から、当地域では、新規掘削と採取量の増加を抑制し、さらには採取量合計を安定湧出量未満、現在の約70%程度とするように努め、また、現在放置されている、あるいは今後放置される源泉は、地下の炭酸ガスを放出しないよう閉塞するように、ふたをするようにとするとともに、温泉の噴湯圧、熱量、温泉水等とその効果的利用を図り、総合的な温泉保護対策を行う。というふうに、実施要綱の答申の中で、白浜のこの地域の温泉についての答申が出てるんです。

やっぱりこの温泉は恒久的と言われてますけど、私はこれは恒久的じゃないと、未来永劫続くものじゃないと。いずれ枯渇してくるんじゃないかなという思いがありますので、できたら今の段階で必要でないこの源泉を使うべきではないと、あえて困っているところがないにもかかわらず使用しようとしているこの行政の姿勢、この辺のところをお聞きしたい。これは、県から出してますけども、県の言い分としては、白浜町さんも一緒にやってますよと。一緒にやった答申ですということも聞いております。

それからもう1つ、白浜温泉、第三天山源泉に関する意見書、これは去年の7月に出てます。これの第三天山の泉質の変化についてというふうな形でまとめて結果、答申が出ております。炭酸水素泉タイプから塩化物泉タイプ、塩の混じったタイプに移行してきている。ここが既に変化しつつある以上、大量に揚湯すれば周辺に影響を与えかねない。第三天山は、泉温が下がっているの、地温対策、危険回避ですね、温度が上がってきた。地温対策のために揚湯する必要はない。初期の目的を達して、これ以上の揚湯は周辺に悪影響を及ぼしかねない。白浜町の温泉資源保護のためにも、利用を断念することを提言する。こういう答えが出てるんです。

これの取り組みも、白浜町が予算的に100万円出し、白浜町内の温泉連盟、温泉会社の皆さん方が100万円出して予算的に200万円というお金を使ってこういう調査をされた結果なんです。

こういう調査結果がありながら、あえてこの源泉を使おうとする行政の姿勢、その辺のところ理解できないということで、もうこれを読みだしたらたくさんあるんですけども、これが全て行政側が把握されておられるのか。もう簡単に余り長いこと話したら時間がないのでよろしくお願ひします。

○議長 長  
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

長くないような答弁ということであるんですが、先ほどの答申書の件はちょっとふれさせてください。この答申書が出て、白浜温泉、椿温泉及びその周辺地域における温泉保護対策実施要綱というのができておりますので、その中でも、今ご指摘のあったような答申内容については、実施要綱の中では余り詳しくうたわれていないというのが現状です。もちろんそれはきちんとした環境審議会の中で結論が出て、実施要綱といううたわれ方をしておりますので、この答申書の中身が全て網羅したという押さえにはなっていないというのはご理解をいただきたいと思ひます。

そしてもう1つ、昨年の7月に温泉土地連盟とともに取り組んだ第三天山の源泉に対する意見書というご質問をいただきましたが、確かに町と温泉会社が負担金を出して白浜町温泉資源調査会を立ち上げ、温泉の保全・保護に取り組んでいます。町と温泉会社がおのおのの1つの源泉の調査をお願いして、その源泉の数値をデータ化して調査書として報告をもらっております。町としては、所有源泉である第三天山を調査事項にするのではなく、砒湯源泉を調査の対象としてお願いしているところであり、そしてまた、町としましても、また資源調査会としましても、議員からご指摘があった意見書も含んだ第三天山の調査をお願いしたことはありません。委託業者からは第三天山の数値を見たいとの要望があり、湯崎漁港整備の際に収集したデータはお渡ししましたが、あくまでもデータをお渡ししたわけで、そのデータのみで、第三天山のあたりが温泉の釜場であるとの見解を意見書の内容にしていますが、これ自体町としては本当に驚いているところでもあります。

この調査会の目的は、今申し上げましたとおり、おのおのが1つの源泉を調査対象にするものであり、その出し合ったお金で第三天山の調査をお願いしたというのは、この調査会の総会でも一切しておりませんので、温泉会社の方がデータを収集するに当たって、別に町のほうに意見書を出してほしいというお願いがあったのではないかなど。共同でその意見書に基づく第三天山の調査をお願いしたものではありません。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それはその説明のとおりかと思えますけども、その辺は私も聞いたところがございますので、一応当局にお聞きしたということがございます。ですけどもこの内容は、やっぱり余りくみ上げてしまうと影響するよ、だから今回のこの源泉も、名義は白浜町であるけども、本当に使っているものか、周りに影響がないものか、その辺のところのモニタリングがきちっとできて申請されたのか、その辺はまだ答弁いただいてない。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

すみません、答弁漏れしてました。

モニタリングについては昨年に揚湯試験を1週間行ったときに、モニタリングではないですが、第三天山についての揚湯量、泉温、水位をはかるということは、一番近くにある温泉会社のほうには文書として出しております。何かあれば現場確認だったり役場のほうに意見をくださいということであり、直接そのときにはモニタリングという、一番近い源泉のモニタリングは行っていないところでもあります。

今回申請に当たって、そのモニタリングの必要性、必ずモニタリングをしなければ申請できないというものでもありませんでしたし、最終的には町が申請をして、県が判断をしての結果でありますので、先ほどからご指摘いただいているような、本当にこの第三天山の温泉をくみ上げてはならない源泉であるならば、県のほうもそれなりの答えを町の方に出したと思います。

以上です。



○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

事前のモニタリングというのは、今現在テレビでもたくさんやっています。大阪の豊中の問題、それから東京の豊洲の問題、これらは全て事前のモニタリングがきちっとできておれば、私はこんな問題にはなっていなかったのだと。事前にきちっとモニタリングをして、調査をして何年後にはこういう結果が出る恐れがあるなど、もしかしたら周りに影響があるな、こういう条件がそろえば、昔からの源泉に影響してくるな、そういうことがきちっと行政側で把握できてから、この源泉を使おうか使うまいか、町民のために、公共福祉のために、使おうか使うまいか判断されるのが行政の仕事じゃないんですか。私はそこら辺を怠ると、後々に問題が出てくるように思うんです。その辺のところ、町長、どうですか、一遍答えてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどから出ております温泉保護対策実施要綱につきましても、これは和歌山県が作成しておりますので、これについては白浜温泉の過去の歴史ももちろん我々は勉強しております。やはり湧出量が今減っていると、この地域だけではございませんけれどもかなり減少しているということも知っております。その中で、自治体としましては、申請する限り、地域の温泉資源の保護という立場から、これは申請しないとイケないだろうということで、当然今まで観光課長が答弁したとおり、揚湯試験ですとかいろんな調査をした中で、現状では影響は出ないだろうということで、申請を上げて、そしてまた今後は条件付きの許可でございますので、その辺は議員もご存知かと思っておりますけれども、まずは温泉資源動向の監視をしていくということでございます。

そしてまた情報の共有化と源泉間の関係についての把握を県と協議をしながら、そしてまた地元の温泉会社さんにも報告しながら、やはり影響が出れば一大事でございますので、当然その場合は一旦ストップしてでも、原因の調査をするなりして、今後は慎重に丁寧に説明していく、そしてまた協議をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、現状の段階では、まだ許可がおりたばかりでございますので、もちろんこれをどういうふうな形でこれから皆様方に提示をして、調査をしていくかということは、一番大事なことだと思いますので、慎重にやっていきたいというふうに思っております。

今までも出ておりましたけれども、調査結果、これをどういうふうに見るかというのはもちろんあるんですけど、いろんな説もございまして、釜場の存在の場所にしましても意見の分かれるところございまして、私どもは私も含めて専門家というのは庁の中にはおりませんが、そういう専門家の方々にもご意見を賜りながら調査をいただきながら、今後は県、そしてまた地元の皆さんと温泉会社の皆さんと町と、そしてまた土地の所有者と一体となって進めていくべき大きな課題であり事業であるというふうに考えてございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

基本的には町民も全て、白浜町が抱えている温泉というのは歴史のある1300年以上も続いている温泉です。だから慎重にやってほしいんです。そして1300年続いているというのは、昔は自噴していたんです。だから温泉として使えてたんです。それが一時の乱掘によってガスが抜けて、自噴が少なくなった。今現在、4カ所か5カ所ぐらいしか自噴できてない。全て動力で機械で地下の温泉をくみ上げている。そういう状況がこれから先も続いていくんです。

だからやっぱり、白浜町が抱えているこの温泉保護地域、保護地区なんです。保護していかなければならない場所なんです。そこに私有地、私の土地に公共の所有される源泉がずっと将来続いていくんです。将来的に問題が起こったときにどう解決されるのか、私の頭ではちょっと想像できないです。どうクリアしていくのか。社会は変わっていきます。その辺の対応を今後どうされていくのか。この契約書の中身を見れば、ほとんど乙に温泉を送ったら、あとのことはほとんど乙に任す、維持管理もほとんど任す、井戸についても乙が責任を持って出す、そういうふうな文面になっている。ということは、井戸だけは町が持っているけれども、あと配湯して送ったらもう乙がほとんど責任を持って管理維持をしていくような状態になっている。

この契約が生きていくなれば、今言われたようなモニタリング、県から条件つきで出されたこの条件、これを徹底して行政側が管理できるのか。毎月毎月モニタリングできるのか、調査できるのか。もう送ったらそのままであるよと。地域から源泉から、もし業者の方が、おい、うちのところ出んようになったよ。おまえところ関係してるの違うのか、というふうなことがあって初めて、行政側が取り組んでいくのか。そうじゃなしに、事前にやっぱりきちっとモニタリングして、将来こういう心配があるなというところは把握すべきじゃないのか。

これはやっぱり公共的、公的利用となっておりますけど、公共的福祉、これについても捉え方を一遍ちょっと答弁してください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

まずその維持管理的なものを含め、町ではなく土地所有者のほうになっているというご指摘もいただきました。それは現状というか43年に結んでいる温泉に関する契約書の中身であり、多分議員もご心配されているところだと思うんですが、町としましてもこの契約をそのまま全ての条文を踏襲するというのではなく、今現在に合った条文の内容に書き改めて再度契約しなければならないというところも多数あると思いますので、その辺はモニタリングということが条件づきになっておりますので、それらも新しい契約書のほうにはうたっていないかなければならないことだと思っております。

あと、公共福祉ということですが、先ほども議員のほうからもご説明いただいたとおり、公共の福祉という考え方は本当にいろいろあり、幅も広いということで、公共の福祉といえど公共機関が提供するもののみを公共の福祉という押さえをするものではなく、社会通念とか社会全体で考えれば、全ての人に共通する利益であり、広く社会で利用すること利用されることを含めて公共機関に限らず、民間施設が営業しているものも公共福祉という考えになります。

温泉保護実施要綱においても、温泉資源を保護し、かつ効果的に揚湯する等の目的で、既存源泉の統廃合及び公共の福祉上に必要と認める場合に限り、増掘及び動力装置を認めることがあるという文言があり、ここについて、もし公共の福祉というのが公共機関のみの取組みに値するのであれば、現在民間で行っている温泉会社は公共福祉の対象ということにはならないので、掘りかえだったり動力装置を認められないということにも結びつきます。しかし、公共の福祉は先ほど申し上げたとおり幅広い見解でありますので、温泉会社が掘り直しや動力装置の設置を県のほうに申請しても通らないということではなく、通るという仕組みになっておりますので、これらについても一般の温泉会社が提供するのも公共福祉という押さえになっているというのが、町当局の認識であります。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

全ての人に共通してというところですけども、この源泉の所有者は行政が所有してるんです。それをわざわざ使おうとして、使用する目的、相手、これが民間の特定の業者、特定の私企業、これにわざわざ送らんなんらんとこの行為が、私はもうとにかく理解ができません。その辺のところ、この目的があつた湯崎の駐車場の広場に大きなスーパー銭湯を設けて、そこへ温泉を送るのに必要なんやとか、そのためにはこの源泉が必要なんですと。観光振興のためにこれはもう大々的にやりたいのだと。普通の公衆浴場じゃないんですと。観光に向けての施設をしたいのだとか、いろんな計画があるのであれば、私はやっぱりこれは生かすべきだと思うんです。

ですけど、今、配湯先に困ってないんです。今源泉はあるんです。営業できてるんです。お客も泊められているんです。そんなところへわざわざ我々の税金を使ってそこへ送っていかんなんという、この辺のところが理解できません。あなた方は理解できるかしらんけど、私は一町民としてはそんなお金の使い方はしてほしくないんです。個人的にそういう状況がもしあれば、皆さん自分のお金を出してやります。私はそういうお金はよう使わないと思います。

そしてやっぱりこの歴史の中には、昭和50年から申請を3回してるんです。50年にやり、51年にやり、52年にやり、これが全てこの年月の中で継続審議になっているんです。それが急に去年の暮れあたりから知事が一生懸命、早く申請せえと県から圧力がかかっているというふうな話も聞きました。県に出している申請が3回も4回も継続審議になっているのに、今回初めて何でこの申請が県からも急いできたのか。その要望に応じて町が急いで出した。モニタリングも何の環境調査もしないで、ただ申請を出した。その辺がものすごく矛盾を招いているように、私は理解するんです。この気持ちは間違ってるのやろうかね。町民の気持ちとしては妥当な気持ちだと私は思うんですけども、その辺はどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

まず、議員がご説明していただいたとおり継続審議で2度、3度、昭和50年、51年、52年あたりでの申請をしながら現在に至ったというところでありまして。そして、県、知事

のほうから圧力がかかったというご発言がありましたが、これは決して圧力がかかったものではなく、県としては、違法状態にある源泉であるため、その違法状態を解消するためには、一日も早く動力許可申請を出してほしいということでありました。そして、昭和50年当時から急にこの平成28年、29年で大きな動きがあったのではなく、平成22年当時にも、環境省の職員さんが現地を見て、そのときも、違法というか無許可でついている動力であれば行政上の申請をするべきとか、そういう話もあり、急に降って湧いたような取り組みを進めたわけではなく、申請は現在に至りましたが、平成22年あたりから積極的に県との協議をしながら今回の申請になったということで、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

もう時間がないのですけども、これはこの間、去年に揚湯試験をされた資料、その中でのメンテナンスの実施というような形で、まとめの調査結果の中で3番のところにあります。第三天山源泉は、掘削後50年を経過しており、源泉構造等が明確となっていない部分もあり、老朽化や腐食、埋没等も考えられる。今後安定した利用を継続するには、坑内診断を行い、問題が明らかとなれば、浚渫や修繕等の適切なメンテナンスを実施し、対処する必要があると。これは白浜町が独自で去年揚湯試験を、我々議会のほうでもこの費用は認めて、した結果なんです。こういう結果があるんです。これを、この申請資料の中についてました。

これも踏まえて、あと、動力を許可して、先ほども言いましたように設備をして維持していく、その段階でこういう結果が出てくる。浚渫をせんなんというような結果が出てくる。これは白浜町がまとめて出してるんです。こういう結果もわかりながら申請をしてるんです。あなた方は理解して申請してるんです。これは大変だと思いませんか。将来に向けて何かあるなど、もし何かあったときにどう解決するんだと。金がどれだけ要るのか、予算をどれだけ組まんなんか、その辺の心配は全然頭にないですか。私は心配します。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

先ほどのお話にもつながるかもわかりませんが、町の温泉に限らず、白浜温泉の源泉は40年、50年というのは短いほうで、70年、80年もたっている源泉もありますし、それらについても浚渫も行えずそのまま維持管理をしながら揚湯している源泉もあります。第三天山もそうですけれども、もう1つの砦湯源泉だって同じような状況でありますので、議員がご指摘のような心配はもちろんしているところであります。それはもう温泉を所有している者の宿命というか、それはきちんと浚渫なりして維持管理を行っていくということは当然でありますので、町に限らず、温泉会社も同じような心配事項を抱えながらお湯をくみ上げることが1分もとまらないように、いろんところで頑張ってくださいとありますので、町としましても、今後、浚渫の時期が来るかもわかりませんし、それまではきちんとする、維持管理を行うことによって一日も長くこの第三天山が使えるような維持を考えていきたいと考えています。

○議 長

3番古久保君の一般質問は議場内の時計で12時16分までであります。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

こういう白浜町が独自で出したこの調査結果のまとめの中にこういう文言がある中で、やっぱり浚渫しなければならない、私はもう近々来ると思っているんです。50年もたっているのだから。近々来ると一応想定はしています。ですけど今あなた方は将来的にはという言い方をしたけど、将来がどれだけの感覚なのか、私は心配するところなんです。

それとやっぱり一番大事なことは、今後、この設備機械をどう設置されるのか、この土地をどう確保されるのか、土地の貸借はどうされるのか、今の設備を使われるのか。今現在の設備を私は写真を撮ってますけども、こんな状態でタンクからポンプから配管から、これは全てこういうふうなやぐらを建てて、配湯するまでには全てしなければならない。そしたら土地の契約からまた結び直さなければならない。この古い機械をもし使うということであれば、この機械をもともと設置されたのはどこか。白浜町が設置したんじゃないでしょう。それを使おうとしてるのか。これを全て撤去して新しくしようとしてるのか。この取り組みはどうされるのか。こんなもの使うたらまたすぐにメンテが要ります。土地も3.3平方メートルでは済みます。1坪では済みませんよ。だからそれだけの土地を確保しなければ、これはあなた方の申請している配湯目的には達しないんです。申請の内容を私は見ましたけど、よくもまあこんな行政指導しなければならない立場の行政が、こういう資料でよく県へ出したなど。

こういう審議委員会の議案書があるんですよ。この中身をいただいています。意見書が出てます。これからそれは動力の許可がおりたからというてすぐに送るわけでもない、全て、いろんな手続をしなければならないと思います。私が心配したことも、できたらきちっと対応していただいて、今後、問題が起こらないように。起こったときに議会へ相談されるようなことだったら困る。起こる前にきちっと想定して、対応していただいて、最終的に結論を出すというふうな形でお願いしたいなと思いますけども、まだちょっと時間があるので。

県の回答、許可書、これにも条件がついてます。源泉間の関係について把握すること、既存源泉の管理者と協力して話し合って対応すると。定期的にモニタリングを行い、温泉資源動向の監視を行う。これはやっぱり町所有の源泉はこれだけの責任があるということです。動きだした、もう配湯した、もう業者があとは維持管理をするのや、機械が故障しても業者がやるんや、そんな状態では困ります。きちっと、もしやるのであれば、そこら辺の予算組み、それからやっぱり温泉を送って収入がある、その収入によってこの維持管理が賄えると、採算が立つということをきちっと約束できるかという、その辺の返事をいただいて、町長に最終的に返事をいただいて、将来私が心配すること、町民の皆様に押しつけるようなことはないか、町民の皆様に心配をかけることはないか、その辺の約束を町長の口からお伺いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員からいろいろなご質問といたしますかご意見をいただきまして、本当にありがたく思っております。やはり温泉資源というのは有限だと思っておりますので、決して無限のもので

はないと思います。これは保護という立場からもそしてまた今後の温泉行政の中でも慎重に本当に限られた資源ということを有効に活用できるように取り組んでまいりたいというように思っております。

先の話は私も何があるかというのはわかりませんが、先ほどから議員がご指摘のように、問題が発生する前に報告をするとかいろんな部分、対処できる部分があると思いますので、この辺は温泉会社の皆さんとともに、そしてまたこの土地所有者である業者さん、それから町と県と一体となって、これから町の中での大きなテーマでもございますので、温泉というこの資源を守っていくためにも不可欠なこれからの事業になるかと思っております。これは本当に慎重に、そして今まで以上に、このことについては、町当局としましても取り組んでまいりたいというように思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、町長の答弁にもありましたように、将来的に心配のないように、町民が心配しなくてもいいように行政の方でよろしくお願ひしたいと、町民に負担ないようによろしくお願ひしたい。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 12 時 14 分 再開 13 時 14 分）

○議 長

再開します。

5番丸本議員が体調不良によりまして午後から欠席となっておりますので、報告をいたします。

引き続き、一般質問を許可します。

1番辻君の一般質問を許可します。辻君の質問は一問一答形式です。

まず、1点目のJR日置駅周辺整備についての質問を許可します。

1番 辻君（登壇）

○1 番

1番辻です。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

お昼のひとときということでゆっくりお休みいただいたらいいんでしょうけども、なかなかそうもいかないもので、後がつかえてますので。

昨日も卒業式に参加させていただきました。男女計21名ということで日置のほうへ寄せていただきました。卒業生の答辞に、これまで感謝の気持ちを言いあらわすことができなかつた。ここまで成長できたのも先生方のおかげですと、またお父さんお母さんのおかげですと。そしてまた、みんながいたからこそ楽しい中学生生活が送れたと、そう言ってございました。大変久しぶりに心を打たれまして、父兄の皆さんの中でも多くの方が白いハンカチを涙する光景が見られてございました。久々に感動したところでございます。

本題に入りたいと思います。よろしく頼みます。

今回、上げさせていただいてございます質問事項につきましては、4点となっております。JR日置駅の周辺整備と、そしてまた県道白浜久木線につきまして、3番に空き家対策につきまして、4番目に町営住宅の対策につきましてということで、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目の日置駅の周辺整備についてでございます。

前回は質問を何回かさせていただいているんですけども、皆さんご存じかと思っておりますけれども、紀勢線は椿からすさみ駅が開通されたのが昭和11年です。81年ほど前のことになるんですけども、当時日置駅というのは、地場産業である林業とそしてまた製材業、沿線では最もにぎわっていた駅の1つだというふうにお聞きしてございます。現在でいいますと、ミスコンテストというんですか、ミス日置川というのもつくってあってにぎわっていたように聞いてございます。当時十数件ほどの製材所等がございまして、最後まで残ったといひますか最後まで製材所を守ってこられたというんですか、1件だけございまして、駅前のほうで、皆さんご存じかと思ひます。駅前の製材所を営業されてございまして、一昨年ほど前から、昨年だったですか、解体のほうをされてございまして、もう今は平地になってございませぬ。製材所のほうです。

日置駅については、地域の玄関口というんですか、駅としては通勤通学の足として利用されていた。昭和63年に無人駅となったということでございませぬけれども、原因はやはり乗降の人員の減少が無人駅の大きな理由の1つであったと聞いてございませぬ。時代の流れでしょうか、私たちが学生の時分には、本当に自転車、単車が、駅前には物すごい数であふれかえってございませぬ。駅の前に立つといつもその当時のことを思い出さぬです。

そんな中、平成26年第3回定例会で一般質問をさせていただきます。JR日置駅周辺整備の1つとして、今回駐輪場整備について質問をさせていただきました経緯がございませぬが、放置している自転車等は定期的に撤去、整理していただけるのであるのかということ、今後、駐車場に屋根をつける計画はありませんかという質問に対して、町当局は、今後日置駅につきましては計画的に整備をしていきますとの答弁でございませぬ。

その後の進捗について、お伺いをしたいというふうにしてございませぬ。もうかれこれ、1年以上たつてます。そこら辺の答弁お伺いしたいというふうにして思ひます。

#### ○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

ただいま辻議員より、JR日置駅の駐輪場整備に関するご質問をいただきました。日置駅の駐輪場に関しましては、町がJRの敷地内に設置しており、電車通学の高校生を中心にご利用いただいているところでございませぬ。議員からもございませぬが、駐輪場の施設の状況は、屋根の設置がなく、雨天の際には不便を強いられると伺っております。現在、日置駅前付近では、県道日置川大塔線拡幅工事も進められており、駐輪場の規模や配置といったことも検討するのにあわせて一体的に整備することで、駅全体の利便性も向上するものと思っております。

町では、富田駅、今年度におきましては白浜駅の駐輪場の整備に順次着手してきておりま

す。日置駅の駐輪場につきましても、早い段階で着手してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議 長

1 番 辻君（登壇）

○1 番

以前に、日置駅へ行ったときのことですけれども、私とそしてまたワイフが、町長じゃないので英語のほうは余り得意ではないので、妻と呼ばせていただきます。日置駅へ行ったときのことであるんですけども、雨の降る中だったんです。妻がいきなり、日置駅が変わったね、そう言ってございました。どうしたのかと聞くと、日置駅の駅前が寂しくなったね、そう言いました。日置駅前の周辺が昔のにぎやかさがなくなって、昔の形をなくして、面影がなくて活気がなくて、本当にこれでいいのかという気持ちにさせられました。

そして自分自身で自転車置き場を見たとき、雨の日、もう雨に打たれている自転車、単車を見たとき、本当にこれではいかんなどという思いに駆られました。町長はまだ雨の中は見えないかもわからんですけど、ちょうどそれが天気のいい日じゃなくて雨の日だったので、一層屋根が欲しいなという思いに駆られました。

先だって駐車場を確認したときに、確かに台数的に30台程度の利用でございました。うち2、3台は放置自転車と思われました。今後、県道を中心に日置駅周辺が整備される中で、例えば公衆トイレの隣接付近に空き家スペースを利用した屋根付きの駐輪場を設置することで、使い勝手もよくなると思います。また、町長もご存じかと思いますが、車の駐車スペースもどこにあるかわからないような状況であり、車が放置、駐車されている状況です。せっかく県道も現在拡幅されてございます。ぜひこの機会に、日置駅の駐輪場や駐車場の整備を計画していただきたい。

そこで町長のご所見のほうを賜りたいと思います。よろしく。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、進捗しております、先ほど申し上げました県道日置川大塔線の拡幅工事にあわせてできるかどうかはわかりませんが、今後、先ほど申し上げたように日置駅前の状況というのは十分把握しているつもりでございますので、駐輪場については、台数はかなりこれからふえていくのか減っていくのかその辺もあるんですけども、30台前後ということであれば、それほど今現在行っております白浜駅前の駐輪場よりも、あるいは富田駅前の駐輪場よりも台数的には少なくても済むのかなというような感じはしております。いずれにしても、今後、タイミングもあるんですけども、できるだけ早い段階で整備のほうを進めていって、計画的に立てて、できたら駅前の駐輪場だけじゃないんですけども、やはり今後、駅前をどういうふうにしてこれから利活用していただけるのか、駐車場のこともありますし、バイク置き場も含めた駐輪場のあり方、これを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

1 番 辻君（登壇）

○1 番



ありがとうございます。予算のこともありますけれども、ぜひとも早期に計画のほうをしっかりと立てていただきますようお願いを申し上げまして、駐車場につきましては、日置駅周辺の整備につきましてはこれで終わりたいと思います。

#### ○議 長

以上で、1点目のJR日置駅周辺の整備についての質問は終わりました。

次に2点目の県道白浜久木線についての質問を許可します。

1番 辻君（登壇）

#### ○1 番

県道白浜久木線について、質問に移りたいと思いますけれども、これまで何人かの同僚議員から質問があったかと思えます。県道白浜久木線の早期改修は、合併以前から両町にとって大変重要な課題として合併後も積極的に各方面に要望活動を行ってきたと伺っております。この中で災害時において、これまでも何度か久木地区から国道42号線に出るのに当たって、上富田すさみ線とそしてまた日置川大塔線とこの2路線がございます。ただ災害時においては、久木から日置川大塔線、また上富田すさみ線へ出る、どちらにおいてもその都度、道路の冠水により、そしてまた崩土によって通行どめが発生していたと聞いてございます。玉伝地区においては、通行どめの実績として、平成23年7月19日に21時間という通行どめがなっております。そしてまた平成23年9月3日に、これがまた冠水崩土ということで12日間の崩土がなっております。そして平成23年9月27日、この日も26時間という計3回の冠水、335時間、14日間の冠水がなされていると、通行どめがなされているということがございます。これは玉伝地区での通行どめでありまして、反対にロケ谷地区においても、やはり平成23年4月28日でございますが、34時間という通行どめでございます。また、平成23年9月3日に26時間という通行どめがなされてございます。ロケ谷におかれては、計2回、60時間ということがございます。

今後白浜久木線の整備によって、災害時の代替路線がしっかりと確保できるものと思っております。おかげさまで、現在久木橋付近から工事が始まっております。大変うれしく思っているところでございます。

まず最初に、県道白浜久木線の改修促進に対するこれまでの取り組みの経緯をお答えいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

#### ○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

#### ○番 外（建設課長）

県道白浜久木線についてのご質問をいただきました。

白浜久木線の早期改修につきましては、議員もご承知のとおり、合併以前からの大変重要な課題でありまして、庄川地区と日置川地域の中山間地域を結ぶ唯一の県道でありまして、その改修につきましては、地域住民の悲願として、各方面をお願いをしまいったという経過がございます。

合併後の平成19年7月には、当時の関係区長さんを中心に、改修促進協議会を発足していただきまして、町と連携して和歌山県を初め、国交省等にも要望活動続けてまいりました。この道路整備は、生活道路としての利便性の向上はもとより、日置川地域の体験型観光を促

進する観光道路として、さらには、ただいま議員がおっしゃられたように、災害時の防災道路としての役割を担うものであると認識しており、町としても早期に地籍調査を進めるなど県と連携をして取り組んできた結果、平成26年度に事業化がされ、昨年度より、ようやく久木側から本格的に工事が始まりました。

昨年2月28日に開催しました合併10周年の記念式典におきまして、二階代議員より「未来に向けた国づくり・地域づくり～わが故郷への想い～」と題しまして、県道白浜久木線の早期改修に対するご自身の思い入れも込めた基調講演をしていただきまして、工事着手のお祝いをして、もちまきも行ったところでございます。

また、本年2月1日には、促進協議会の会長、副会長と町長、それから私ども事務局とで上京しまして、地元選出の国会議員や国交省のほうも訪問し、さらなる事業の促進と庄川側からの工事着手に向けた予算配分等についての陳情を行ったところでございます。

○議 長

1番 辻君（登壇）

○1 番

先ほど10周年記念ということで、二階代議員のほうより、わが故郷への想いということで講演をいただいたと。私もそのとき参加させていただいて、先生が何回も言われていた言葉に、すごく気持ちがわかったところがあって、この庄川久木線の着工について、先生が言われた言葉の中で、もう少し早くに着工ができればよかったと、申しわけないという言葉が何回もございました。地元からの要請がそれまでずっとあったかというふうに思います。しかしながら、なかなかできてこなかった、それまでの経緯がいろいろあるんでしょう。本当に地元へしっかりと貢献したいという気持ちがあったのでしようけれども、なかなかそれができなかつたので申しわけないなという先生の言葉でございました。そこだけ頭の中に残っています。

次に、今後の計画について、どのように整備が進むのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

まず現在の進捗状況につきまして、久木側の通行不能区間となっております4.7キロメートルのうち、まず久木橋から2.7キロメートルの区間が平成26年度に事業化されまして、現在、先ほど議員もおっしゃられたように山の掘削工事が行われておりまして、その先に計画をされております延長約330メートルのトンネル工事があるんですけども、それについても既に県のほうで発注済みということでお聞きしておりまして、ことしの夏前ぐらいから本格的にトンネルの掘削工事が始まると伺っているところでございます。それから残りの2キロメートル区間につきましても、全体としての早期完成に向けて、庄川側からも事業が着手できるよう、今年度で調査検討と予備設計が行われているというふうにお伺いしております。

それからまた、今後につきましては、来年度以降も引き続き久木側の工事が行われる予定となっております、トンネル工事だけでも掘削開始から1年以上かかるように伺っているところでございます。

また、現在行われております予備設計が完了し、その後、事業全体としての早期完成に向けて、庄川側からも事業着手ができるよう、具体的な取り組みが本格化してくるようにお伺いしております。

○議 長

1 番 辻君（登壇）

○1 番

それでは、完成のめどというのはいつごろになるのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

完成の見込みにつきましては、いまだ事業化がされていない区間もございますので、いつごろということについてはお答えできないところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長

1 番 辻君（登壇）

○1 番

長年の課題でありますところの生活道路、そしてまた防災道路、そして現在観光道路です。南紀州交流公社が頑張っておりますけども、観光道路として役割を担っているところでございます。今後とも、住民と地域と町と県と、さらなる連携を組んでいただいで取り組んでいただきたいというふうに思います。

県道久木線について終わります。

○議 長

以上で、2点目の県道白浜久木線についての質問は終わりました。

次に3点目の空き家対策についての質問を許可します。

1 番 辻君（登壇）

○1 番

それでは次に3番目の空き家対策についての質問に移りたいと思います。

近年適切な管理等が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしていると同ってございます。平成26年には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたが、白浜町の空き家対策についてお尋ねいたします。

平成28年度の当初予算の中で、空き家等実態調査等委託料が計上されてございます。980万円です。業務の推進状況をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

空き家対策についてのご質問をいただきました。

近年、少子高齢化などが起因し、当町におきましても年々空き家が増加してきてございます。先ほどもございましたが、平成26年に空き家等対策に関する特別措置法が施行されましたが、対策を実施するためには、まず空き家等の件数や分布状況など、空き家の実態を知ることが必要であるということから、今年度、専門のコンサルタントに業務を委託し、空き

家等実態調査を行い、この2月末に調査報告書の提出があったところでございます。

現在、内容の精査をしているところでありまして、結果がまとまりましたら、議員の皆様やご協力をいただきました区長様や町内会長様等にもご報告をさせていただきたいと考えております。

○議 長

1番 辻君（登壇）

○1 番

そしたら今言える範囲で結構でございます。簡単に調査の内容と結果についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

調査の内容につきましては、現在精査中でございますけれども、まず町内全域を対象に空き家の所在、それから所有者と危険度等について実施しました。それからまた、台帳を作成するようにしてございます。平成25年度の住宅・土地統計調査によりますと、町内約1万1,000棟のうち約1,800戸が空き家とされておりましたけれども、今回の実態調査の結果、約1,270棟が空き家または空き家の可能性があるというものでございました。さらに、これらのうち倒壊などの恐れがあり危険度の高いものにつきましては、約120件というふうに結果が出ております。

ただし、今回の調査につきましては、敷地内に立ち入るものではなくて、近隣からの目視の状況や、また周辺の方々への聞き取り、その他各種資料に基づく調査でありまして、空き家でないものも含まれている可能性があるため、今後、危険性が高いものにつきましては、また次の調査をしていきたいと考えております。

○議 長

1番 辻君（登壇）

○1 番

今、空き家が1,800戸から1300戸になったということによろしいのでしょうか、再度お聞きいたします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

平成25年の調査によりますと1,800戸ほどがあると言われてたんですが、今回の調査の結果、1,270棟ほどあるということでございます。

○議 長

1番 辻君（登壇）

○1 番

先ほど危険性が高いものと、高い空き家が120件あるということですが、それらについてはどのような対応をされていかれるのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

調査結果をもとに、危険性の高い空き家につきましては、今後、その所有者等に適正な管理を行うよう促し、もし行われないうであれば、法的な措置を行っていくことになります。

また、危険性が低い空き家、あるいは単なる空き家につきましては、所有者等に引き続き適正な管理や、また空き家の有効利用を促していきたいと考えております。

これらのことを含め、今後、全体的な空き家対策を講じるために、空き家対策計画を作成する予定で、計画では、重点的に対策を講じる区域や危険性の高い空き家対策の方法、それから危険性の低い空き家の有効利用の方法なども定めていきたいと考えております。

なお、緊急性の高いものにつきましては、計画策定前であっても個々に対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長

1番 辻君（登壇）

○1番

それでは特に日置の町なかの空き家の数が年々増加しているように思うんですけども、今わかる範囲で結構です。調査結果をお聞きしたいと思います。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

空き家及び空き家の可能性のあるものは、旧日置川町地域で約600件、それから旧白浜町地域で約670件というふうになっております。

○議長

1番 辻君（登壇）

○1番

地方の定住人口が減少する中で、空き家の有効利用は定住促進などにも活用できると考えます。そのような施策についていかがでしょうか。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

具体的には、今後作成する空き家対策計画の中で検討することにはなるのですが、空き家の住宅市場への流通促進につながる環境づくりや、既に制度化されております、中間法人が、シニア層が所有する空き家を借り上げ、それを転貸するといった制度があるんですが、その利用促進などを考えているところであります。

○議長

番外 日置川事務所長 田井君

○番外（日置川事務所長）

空き家対策、そして定住促進について、どういう事業があるかということで説明させていただきます。

和歌山県では、空き家を有効利用して県外からの若者を呼び入れるため、移住・定住大作戦という事業を行っております。この事業は、地域の人口減少や少子高齢化により、地域力が低下している地域において、移住に伴う経済的負担等の軽減をすることによって、地域の

新たな担い手である若者の円滑な移住及び定住を促進し、地域力の維持・強化を図るため、県外から移住促進地域に移住する若者に対して、生活に必要な経費の一部として予算の範囲内で奨励金を交付するものでございます。

ここでいう対象となる移住促進地域には、旧日置川町地域が該当いたします。暮らし、仕事、住まい、この3つの側面を支援して移住をサポートいたします。

少し内容を説明させていただきます。

まず1番目としまして暮らしでは、40歳未満の若年移住者に1世帯最大250万円の奨励金を交付します。そして移住希望者の現地滞在費として1世帯最大1万円を助成します。2番目としまして、仕事ですが、60歳未満で起業して地域資源を活用した起業者に、補助金としまして大体100万円の補助があります。また、農林水産業就業補助金としまして、最大50万円の補助があります。3番目としまして、住まいでございますが、空き家を流動化して活用して、住まいを確保するため、和歌山県定住支援機構が、空き家バンクを管理・運営してございます。白浜町管内では34件が登録しております。また、家財家具の整理撤去費としまして1件当たり10万円の助成がございまして、さらに空き家の改修補助金として1件当たり80万円の助成があります。

こういう制度でございますが、和歌山県では、県外からの移住者に対し、さまざまな支援をやっております。東京、大阪、和歌山に定住サポートセンターを設置して、相談窓口としております。白浜町では、日置川事務所の産業建設係が相談窓口になっております。相談に来られる人は要るんですけども、実際に移住される方は少なく、現在のところ2世帯3人が移住されてございます。

以上です。

○議 長

1番 辻君（登壇）

○1 番

先ほどの中間法人が、高齢者が所有する空き家を借り上げると、それで転貸するといった制度、それらについて、再度わかりやすく聞かせていただきたらと思うんですけども。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

先ほど申し上げましたこの制度につきましては、平成18年度に設立されました非営利法人の一般社団法人移住・住み替え支援機構というところが行っておりますマイホーム借上げ制度というものでございます。制度の内容につきましては、50歳以上の方が所有するマイホームを、支援機構が借り上げ、それを子育て世代を中心に転貸し、運用するという制度でございまして、契約は、3年間の定期借家契約となっております。借り手のいない期間も一定の家賃の保証があるというものでございます。

しかしながら、全ての空き家が対象となるわけではございません。耐震性があることなどの一定条件がございまして、この制度の利用につきましては、和歌山県のほうも推奨しております。町も制度紹介等対応窓口の1つとなっているところでございます。

○議 長

1番 辻君（登壇）

○1 番

この制度はもう始まっているんですか。

○議長 長

番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

平成18年度に支援機構が設立されて、その後、始まっている制度でございます。

○議長 長

1番 辻君 (登壇)

○1 番

そうすると、シニアの方が、老人ホームへ入るときなどに、その持ち家を貸して家賃で老人ホームの一部にするということによろしいでしょうか。一部にするというか全額になるかようわからんのですけど。

○議長 長

番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

ちょっと具体的にはあれなんです、そういったことになると思います。

○議長 長

1番 辻君 (登壇)

○1 番

そしたらそういうことやな。仲介役があつて、助けていただくということやね。

この空き家対策については、計画的に取り組んでいただけたらというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 長

以上で、3点目の空き家対策についての質問は終わりました。

次に4点目の町営住宅施策についての質問を許可します。

1番 辻君 (登壇)

○1 番

最後に町営住宅の施策についてということで、ご質問したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

さて、安宅地区の町営住宅について空き室がふえてきている状況でございます。今の現在の状況です。安宅地区の改良住宅の施策について、区のほうから平成27年7月7日付で、区から町長宛てに要望書の提出があつたかといいます。

要望書の内容は、改良住宅は旧日置川町時代の昭和53年、同和対策事業で、皆さんご存じかと思ひます。同和対策特別措置法の期限延長を機会に地域づくりを目指して、小集落地域改良事業を主体とする地区総合整備事業を計画、町の大事業としての住環境整備事業でございました。また、自力建設による持ち家対策、取り組みを始めまして、昭和54年度より5年をかけて実施をされました。その中で、経済的な事情並びに後継者等の問題もありまして、町営住宅の建設を並行して実施し、昭和53年度から54年度に2階建て24戸、平屋建て4棟が8戸、合わせて32戸建設しました。その後35年を経過し、施設も老朽化し、入居者も高齢化等によって空き家が目立つようになりました。

現在、一人住まいが多く、将来ますます空き家がふえるのではと危惧しているところがございます。

その後、平成28年度の地区要望として、同様の要望を自治連絡協議会にも提出し、町当局からの回答をいただいております。そのことについて幾つか質問をさせていただきたいというふうに思っております。

現在安宅地区の町営住宅の空き家状況として、平成29年3月1日付ですけれども、安宅団地、改良住宅については、32戸のうちの10戸が空き家となっております。そしてまた安宅の第1団地、これが27戸中6戸が空き家でございます。安宅第2団地、32戸のうち4戸が空き家となっております。これが現状でございます。

改良住宅の跡地利用、また売却などについては、近年の入居状況や人口増減などをもとに管理戸数の見直しを行うとの回答でございました。見直しや検討をする予定ですか。また、安宅区から、改良住宅の払い下げや空き家住宅を解体されまして、跡地を売却してほしいなどの要望がありました。検討課題の1つとして取り入れてもらえるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

安宅区の改良住宅に関する施策についてのご質問をいただきました。

安宅の改良住宅につきましては、築後40年近く経過し、また、ここ数年、空き室が増えてきている状況でございます。老朽化が進む中、今後も適正な改善による健全な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、今後の対応が難しい住宅につきましては、解体撤去も含めた整理を検討していきたいと考えております。その際、解体後の跡地についての検討も行いまして、土地の売買などを含め、有効利用の検討をしていきたいと考えているところでございます。

また、改良住宅の払い下げにつきましては、今後、区や住民との協議を行いながら、まず区としてのお考えをまとめていただいた上で対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議 長

1番 辻君（登壇）

○1 番

改良住宅については、1980年、先ほど40年近くということで、37年ほど前になるのかな、改良住宅の払い下げにつきましては、国の定められた基準によって希望者に払い下げを進めていきたいとのことでございますけれども、当時、建設していただいた町営住宅32戸のうちの一部の希望者のみでも払い下げしていただけるのでしょうかということですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

要件にもよりますが、一部の希望者のみに対しての払い下げも可能であるというふうにはお聞きしております。



しかしながら、現時点で、住民の意向を全て確認できているわけではございませんし、払い下げには国の承認も必要になってくるため、今後、日置川事務所とも協議をしながら、区や住民との調整を進めて考えていきたいと思っております。

○議 長

1 番 辻君（登壇）

○1 番

一部の希望者のみでも対応していくと、払い下げをしていくということですね。

それで、もう1点、住宅の対応についてもそうなんですけれども、地域の諸事情によって、町営住宅や地域を離れる住民が現在多くなってきています。住宅を退去された方々、そしてまた今後予定があるという退去予定の方々もいるというふうにも伺ってございます。その辺の町としての対応策というのを伺えたらと思うんです。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

町といたしましても、日置川地域の定住促進を図るために、現在日置川地域の町営住宅への入居につきましては、在住・在勤条件を付していないので、町外または県外の方々にも広く募集情報を知ってもらうために、今後、町のホームページやコミュニティFMによる情報提供を行う予定としております。

この安宅地区の住宅につきましては、高速道路の開通によりまして、利便性も高くなっておりますし、第1団地、第2団地につきましてはまだ建物もそんなに古くない状況でございます。そういったことも含めて、もっとPRといいますか、募集のPRを拡充していきたいと考えております。

また、地域への定住促進につきましては、先ほど申し上げましたように、住宅解体後の跡地利用や空き家対策についてのご質問の際にも申し上げましたように、今後、定住の促進策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

1 番 辻君（登壇）

○1 番

最後です。入居されていた方々の年齢なりを私は調べました。かなり若い人が多いですね。働き盛りの人が多いです。なぜ、これまで多くの方が、今現在も、退去者がこれだけ若者が多いのかということです。若者夫婦がなぜ一度入った住宅から一遍に出る人が多くなったのかということ。そこを、老人じゃない、お年寄りの方じゃないんです。若い方たちが一気に住宅から出られているという状況が今ございます。そこをなぜかということ、もう一度整理させていただいて、調べていただきたい。そして今後、区との対応を地域との対応をしっかりと調整していただきたいというふうに思っております。

以上で、終わります。

○議 長

以上をもって、辻君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 12 分 再開 14 時 25 分）

## ○議長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

## ○番外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。本日は、7番廣畑議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。なお、明日の開会時間は午前9時30分ですので、よろしくお願い致します。

以上で、諸報告を終わります。

## ○議長

諸報告が終わりました。

それでは引き続きまして、一般質問を再開します。

11番南君の一般質問を許可します。南君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の公共事業の成果についての質問を許可します。

11番 南君（登壇）

## ○11番

11番南です。それでは前置きを省略させていただきまして、早速質問を始めさせていただきます。

まず公共事業の成果について、お尋ねいたします。

私ははじめ、質問事項を事後評価についてということで考えていたのですが、少しわかりにくいということで、質問事項の表現を変えさせていただきました。内容は同じです。

合併後、計画的に実施してきた学校施設の耐震化など、普通建設事業等がおおむね終了に近づいたことで、成果が検証されてきたかを質問したいと思います。

例えば、日置のテニスコートは、国体の候補地に手を挙げたときに、費用は余りかからない、既存のコートとお隣のすさみ町のコートと共同でという説明のもとでスタートしております。その後、白浜単独で16面とか、あるいはまた大きな大会を誘致するには20面が必要と、そういう話になり、全面改装になりました。費用も多額にかかっています。国体も終了し、その後、大きな大会が何度も誘致できるとか、できたとか、あるいはまた稼働率、特に有料使用の率がどうなっているとか。また、和歌山市にも国体の公式テニスコートが20面新設されたり、あるいは白浜町周辺の自治体でもテニスコートが大幅に新設、増設されたりして、コート数も各段にふえていますので、その影響とかの事後調査。

そしてまた、町内では、比較的規模の大きい西富田小学校、北富田小学校、白浜第一小学校も耐震工事の予定から全面新築に近い改築工事がされ、3校とも当初予定より多額の建設工事費が要っています。各校には、学童保育もつくられたり、つくられようとしています。工事終了後、学習環境がよくなったとか、安全性が高まったとかの評価だけでなく、多額の工事が要るとは初めからわかっていたら、統合の話も出てきたかもしれません。そのようなことも検証の1つかもしれません。

いな池埋め立て工事も複数年にわたる工事です。建物補償や土地の交換、埋め立てだけの直接工事費も多額ですし、その土地の払い下げ価格、また必要以上の補助金があったかどうか

かも含めての事後評価。

そして湯崎漁港関連工事も、着工前から完成後もいろいろと議会でも取り上げられました。繰り返しのようになりますが、フィッシャーマンの建物の牟婁の湯側の1階の増築した屋根、この工事予算は、目とか款の流用で5,000万円以内だったら議会議決が必要なしとのことで、説明も当初はありませんでした。また、丸本議員指摘の、同じく2階の屋根増築の件も漁協側の負担ということで、水産課が許可したので、これも議会説明が当初はございませんでした。これは議会に完成予想図を見せての説明とは違っていています。議員に変更した理由、説明もございませんでした。進入路の再工事のやり直した後、議員からその予算がいつ上程されたという疑問に、当初予算に漁港工事費900万円の工事請負費とだけ書かれており、その中に644万円が入っていたと、そういう説明というんですか、それもございませんでした。進入路再工事費があったと、後の質問で説明を受けたわけですけども、この進入路再工事、これも町のミスだったとか、あるいはまた、町費を二重三重にも使っておりますので、町民の皆さんに対しての謝罪や職員への注意、処分も聞かれませんでした。ワゴンゴンドラは20台購入すると言いながら3台しかつくり、20台分の予算を使って変更説明もございませんでした。予算上は、数字だけでは許されるかもしれませんが、完全に違った説明をして、予算を通したり、物品購入では、工事をした場合が、多いと思います。変更するのであれば、きちっと説明していただくべきだったと思っております。

こんなことで、事業評価の説明責任を果たしているのか、全く反省していないと言われても仕方がないと思います。

幾つかの公共事業の例を出しましたが、今回の質問は、個々の事業評価を聞くのではありません。役所の事業は成果の検証がなござりで、予算を使ってそれで終わりになっていないか、疑問に思う方もいると思われれます。今の時代、あからさまに事実を出すことが大事なのであります。情報のオープンが必要で、透明性のある形で開示することが不可欠です。公務員の方が一番嫌うのは、評価だと思います。だからこそ、評価を入れなければなりません。事業について幾ら費用がかかっているのか、減価償却を見たらどうなるのか、受益者負担の割合は適切か、町の中でその事業でどのぐらいのお金が回っているのか、こういうことも検証すべきだと思います。

そこで質問をいたします。

まず、3点お聞きいたします。

1点目は、町長の方針としていろいろの事業の事後評価をきちんと担当課に求めて、その上で自分たちで評価をしているのか。これがまず1点目。

2点目は、議員の一般質問等で答えるのではなく、聞かれなくても事後評価の結果資料をいつでも出せるような状態になっているのか。

3点目は、町長の去年の秋、11月9日なんですけれども、ラフォーレでの町政報告会の席で町民の方から、事業が本当に役立っているのか、自分で自分を評価してもだめ、第三者機関で事後評価をしてもらってはという質問に、町長は、第三者機関でそのようにやる、実行すると答弁されておりました。その後、どのように実行されているのか、以上の3点をまずお聞きしたいと思っております。

○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま南議員から町が行ってきました諸事業についての事後評価に関するご質問をいただきました。

後ほど3点につきまして、かいつまんでお話をさせていただきますけれども、その前に事後評価のことにつきましては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために、事業の完了後の事業の効果等の確認を行いまして、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を、当初事業の計画のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するために必要なものであるというふうには認識をしております。

事後評価の方法にはいろいろございますけれども、国交省所管の公共事業における直轄事業の例で申し上げますと、事後評価を行うに当たっては、必要となるデータ収集等を行い、事後評価を行うために必要な資料を作成して、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行うとなっております。必要に応じて所管部局等と協議しながら改善措置を実施するかどうか、事後評価を今後さらに実施するかの対応方針案を作成しまして、その審議結果を踏まえてその事業の対応方針を決定するというようなことでございます。

当町の場合は、明確な文書として残したような事後評価は行っておりませんが、各年度に行いましたそれぞれの事業内容は十分精査をし、当然これは翌年度の各施策への予算へも反映させた形で行政運営に努めているところでございます。

いろんな今までやってきた事業がございましてけれども、国体を契機に、これは白浜町テニスコートを増設しました。そしてまた白浜会館ですとか、あるいはほかにも施設がございましてけれども、特に公共施設におきましては小学校、北富田小学校、西富田小学校、そして白浜第一小学校ということで、今ご指摘いただきましたけれども、学童保育所につきましても今現在取り組んでおるところでございます。

こういった施設の整備に関しましての検証の必要性、当然のことながら重要だということに考えてございます。多額の工事費を要して建築、建設するわけでございますので、当然これは検証の必要性はあるというふうに考えてございます。

しかしながら、学校の施設とかそういったものについての検証というのは、費用対効果ではなかなかはかれない部分もございまして、難しい部分はあると思います。その中で、今議員からは、湯崎漁港の整備事業の規模の変更については議会への説明がなかったのではないかとご指摘をいただきましたけれども、担当課といたしましても、あるいは町当局といたしましても、当然これはその都度必要に応じて、私どもは議会に対しましての説明責任を果たしてきたと考えてございます。もちろん少し後手に回ったところもございましたけれども、やはりその都度計画の変更あるいは内容の変更については、結果的に後になったかもわかりませんが、報告はしてきたつもりでございます。

その中で、やはりこれからは成果の検証を今後も引き続き、従来に増して丁寧に説明をしていく必要があるかというふうに思っております。これは過去のいろんな事業を捉えてみましても、十分だったかどうかというのは、いろんなご意見があるかと思っておりますけれども、まだまだ反省するところもございまして、今後はより丁寧な検証をしていかなければいけないというふうには考えてございます。

まず1点目の評価を担当課において求めているのかということでございますけれども、直

接、これは事業全てにおいて評価を求めているということはございませんけれども、重要な案件につきましては、当然結果はどうだったのかということと、それからまだ現在進行中の事業につきましては、当然現時点での進行状況の結果の検証とそれから最終的なまとめの検証を行わなければいけないというふうに考えてございます。

2点目の資料、事業の資料の結果については、資料の結果をいつでも出せる状態なのかということでございますけれども、担当課の方にはそういった資料がございますので、それを結果としてどういう形でオープンに開示していくのかというのは、これはもう当然求められれば町としましてはいつでも情報開示をする方向にございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから3点目の第三者機関による評価が必要だということでございますけれども、私も町政報告会でもお話をさせていただきました。やはり事業によりましては、当然どういった効果があったのか、どういった成果があったのかということ町民の方々にも知っていただく機会は設けなければいけないと思えますし、その辺はまだまだ今まで十分にはできていたとは思いませんけれども、今後は、要望があれば、開示を求められれば、当然それについては説明をしていきたいというふうに思っております。町政報告会の場だけではございません。これはいろんな場を通して、特に議会の中ではしっかりと皆様方にご説明できるように、関係担当課と一緒に、ともに皆様に情報提示、情報開示ができるように、これからも行ってまいりたいというふうに考えてございます。

## ○議 長

11番 南君（登壇）

## ○11 番

事後評価も必要に応じてというより、やっぱりある程度の事業がめどというより、終了してしばらくその事業の成果というのをしていかないと、何もなかったらまた同じ失敗を繰り返すというか、改善に結びついていかないですね。前がこうやったからというて改善したって、我々にとっては本当にそういう感じは受けておりません。また、事前にいろんな変更があったとかというのもほんまに少ないです。どうしてもこういう議会の場でも、平穩無事というか、隠してたらなかなかちょっとわかりにくいというか、だから一般質問にしても何にしても、言われて初めてこういうことがあったという、そういう事実が今まで幾つも出てくるんです。

だからあくまでも、まず第三者機関というより、あくまでも先に自分らで評価して事後評価して、その上でやっぱり大きな問題があるなと思ったら第三者機関にお願いするなりすべきだと思いますけど、まず私なんかから感じたら、余り自己評価もしてない。

そして決算委員会なんかは毎年ですので、複数の年度にまたがったらなかなかわかりにくいんです。そういう事業が多いですので、あくまでも1つの事業として終わったら、やっぱり評価していかないと。予算にしてもそうですよ。民間なんかは2割、3割値上げしたら根本的に考え直します。それを町が次々に、ああ、仕方ないなど。大幅な予算のオーバーというか実際そういう例も今まであったでしょう。民間ではちょっと考えられないんです。町の経営者として財政的にもこうや、予算をとったら2割や3割なら根本的に考え直さんなんというのが当たり前やと思えます。

だからいつでも担当課の中で、町長から言われようが言われまいが、やはり事後評価をき

ちっとやって、改善すべき点があったらこうやと。また後からでも言いますけど、そういうことも含めて今後、担当課の中で事後評価をきちっとやっていただきたいと思います。

ちょっと説明責任というか事後評価のことも質問しておりますので。

実は去年、私たちの常任委員会でニセコ町へ行ってきました。そのときに、もっと知りたいことしの仕事。これは予算書なんですけど、町民に配っておられました。これは町民に無料です。でも部外者というか、我々が行ったときには1部1,000円で販売しておりました。その中に、これは200ページ余りあるんですけども、ニセコ町まちづくり基本条例という、一番後ろのほうにも付録というんですか、ニセコ町のまちづくり基本条例というのが載っておりました。その第何条ですか、その中に説明責任というのがございます。少し読ませていただきます。

町は町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、わかりやすく説明する義務を要する。そしてちょっと飛ぶんですけども、評価の実施。町はまちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。評価はまちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方向で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならないと、こういうふうに乗っております。

我が白浜町は、まちづくりの基本条例をつくっていませんけれども、これはどこの地方自治体へ行ったら基本は同じなんです。だからこの条例を制定してもしてなくても、評価を町民に明らかにわかりやすく説明する義務があると思います。

計画、実行、評価、改善というサイクルがうまく働いていないので同じ失敗を繰り返すことになるのではないかと、先ほど言いましたようにそういうことになってくるんです。透明性と説明責任を果たし、みんなが見てくれれば、むだの発見にもつながります。説明責任を果たすため、求められなくても事後評価を議会に報告したり、町の広報紙に載せる努力をすべきだと思います。これはあくまでも案の1つですけども、町長のこういうことに関してのお考えはどういうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、議員からご指摘いただいた、ニセコ町の例もございますけれども、まちづくりの視点から言いますと、まちづくりというのはそういった基本的なことを条例で定めるというのも1つの方法だと思いますけれども、今までずっとこの白浜町におきましては、まちづくりの中でさまざまな事業を推進してまいりました。その中で、もちろん全ての事業についての検証というのは、担当課では行ったり、町全体としてやったこともありますけど、なかなか全ての事業について事細かに検証して、事業の精査をして、そして結果を皆様方、町民の方々、あるいは議会のほうに報告ができていうところまではいってないと思います。

ですからこれはできるだけ今後も、広報なりいろんな場を通じてこれからも町政報告会もありますし、当然その中でできる範囲で、これからは説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。もちろん町民の方からいろんなご要望があれば、それはもう当然のことながら情報公開も情報開示もしていきたいと思っておりますし、もちろん議員の皆様からそういったご質問とかご要望があれば、ご要請があれば、当然それに対して答えていくつもりでござ

ざいます。決して情報を庁の中でしっかりと説明せずに情報を開示しないということではございませんので、いつでも情報、資料は提供できるというふうに思っておりますので、今後はどういう方法が一番いいのか、あるいはどのタイミングでやれば一番いいのかということ視野に置いて、今後は進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、この新年度事業でも多くの事業がございますので、それについて庁内で一度、どういう形で成果の検証をするのか、事後評価をするのかということ、少し総務課を中心にして考えていきたいというふうに思います。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

最初の予算説明、町の広報にしてもそうですけど、予算はこういうふうに使いますといろんな説明をしています。それはそれで必要なんです。その後がいつも抜かっている。こういうふうに使ったんやけど、ちょっと思ったよりうまいこといかなんだとか失敗して、逆に成功は余り聞かんですけど、思ったより成功したという、それもやっぱり検証結果の1つになってくると思うんですよ。なぜ失敗したんな、それだけじゃなしに、なぜそしたらうまいこといったんなという、そういう結果も経過も必要なので、そういうことも含めて事後評価を進めていただきたいと思います。

以上で公共事業の成果に関する質問を終わります。

○議 長

以上で、1点目の公共事業の成果についての質問は終わりました。

次に2点目のふるさと納税についての質問を許可します。

11番 南君（登壇）

○11 番

それではふるさと納税について質問いたします。

地方が自然も水も食料もつくり、守り、労働力も都会に提供し、都市の生産性を高めるのに寄与しております。また、地方で生まれ、育ち、教育も地方で受けて社会に出ていった人が税金は都会で払う人が多くございます。少しは地方に恩返しをしてもいいのではないかと、そういう考え方からこのふるさと納税はスタートしたと聞いております。

2015年4月からは寄附額の上限が2倍に引き上げられております。これは自治体の返礼品が充実したということもあって、急増しています。全国的に見れば、2008年の発足時は全国で80億円、2015年度は1,653億円、2016年度は2,600億円になろうかと予測されております。一方、首都圏1都3県では、ふるさと納税で大きな赤字が出ていますし、中には、赤字が看過できないレベルで出ていく分が入る分の数十倍にもなる市がございます。ことしある雑誌の3月号に、加熱する返礼品競争、ふるさと納税の本末転倒という記事がありましたので、一部紹介させていただきます。

今、返礼品という物欲をあおる競争になっている。その地域におけるお金持ちは、本来その自治体の財政を支えてもらわなければいけない人ほど、その制度を十分に活用して返礼品を受け取っております。ここまで地方への寄附がふえれば、都会の区や市も危機感が出てきて、大都市の反撃が始まるのではないかと書かれております。

都会ならではの魅力がある返礼品を用意すれば、かなり吸引力が発揮できるのではないか

と言われております。一例を申せば、都会に行けば野球観戦、あるいはまたディズニーを見に行く、宿泊、いろんな観光の魅力は田舎よりも強いところがあります。本気になられたら都会にはかなわないというふうな場合が出てくるかも知れません。現行制度は持続可能なものではないと思います。できるだけ早いうちに軌道修正をしないといけないと、こういうふうに書かれております。

その中で、2015年度納税1位の宮崎県都城市が紹介されておりました。都城市は1位でも純粋な黒字額は相当に減る。収支が42億円以上のプラスでも、返礼品を含めた経費が32億4,000万円かかりふるさと、実際の黒字は9億7,000万円、この都城市は2014年、民間サイト、ふるさとチョイス。このふるさとチョイスというのは白浜も利用していますけれど、ふるさとチョイスを活用、ふるさとチョイスの年間ランキング9位、それまで300万円から500万円だった寄付は5億円になったそうです。その後、2016年の1月から12月の寄附額は71億1,317万円。寄附の地域別では首都圏の1都3県が42%を占めております。行政の仕事は民間企業のように結果が出てこないが、ふるさと納税は数字で見える世界である。この都城市の人気の理由は、当初の返礼品を肉と日本一の焼酎メーカーが市内にございますので、肉と焼酎に絞ったそうです。ふるさと納税のメリットとして、都城を知ってもらえた。返礼品が100%地元企業のもの、地元の活性化もなされたと書いております。また、3番目には市の収入がふえた。4番目には役所全体の意識改革につながったと、こういうふうに書かれております。

地方自治体は、自分の地域の魅力を再発見しよう、うちの町のすてきなものを全国的にアピールしようという動きが起こったのも、事実であります。

そこで、質問いたします。

白浜町での2015年度の実績は1,166万円と聞いております。2016年度途中から白浜のふるさと納税の95%以上利用している、先ほど言いました民間仲介サイトのインターネット、ふるさとチョイスを利用してから急増しています。2016年4月から12月までの実績と、2017年1月、2月の実績、そして可能であれば、2016年度末、この3月末の予測ができるのであれば答えたいと思います。

あわせて返礼品の金額を含む経費の収支、また可能であれば、白浜町から他の自治体へ流れた額や、返礼品の地元企業の率、これが出ていましたらお答え願いたいと思います。

以上、お答え願います。

## ○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

## ○番 外（総務課長）

ただいま南議員よりふるさと納税についてのご質問をいただきました。

平成27年度の国の税制改革により制度の拡充が図られた制度でございまして、白浜町のまず状況でございますが、平成27年度の寄附につきましては、先ほど議員のご指摘がありましたように、件数としましては489件、金額にしまして、寄附金額ですが、1,166万7,000円という数字でございました。そして今年度ですが、平成28年度は昨年11月から申し込み制度の拡充に伴いまして、2月末現在の集計ではございますが、1,969件、寄附金額にしまして1億6,834万6,001円となっております。今議会にご提



案させていただいてございますように、我々としましては、本年度末で2億円弱というような寄附金額を見込んでございます。これにつきましてはやはり予算の入という形になりますので、かたく、予算の入につきましては、計上させてきたところでございます。

費用につきましては、その経費の半分、2分の1が返礼品の費用になります。そして、全体金額の約9%をふるさとチョイスの事業者、JTBさんのほうに経費としてお支払いしている分ということで、町の財源として実質的に入ってくるお金というのは、全体経費の41%が歳入のほうに入ってくるという形になります。

あとご質問の中の登録事業者数、お礼商品の概要で事業者数は29社登録いただいております、商品数は114品を提供しているところでございます。

町の住民の方々が幾ら他の自治体に納税されているか、ふるさと納税制度を利用されているかというのは、現在申告中でございますので、申告が終わって税務課へ届けられた段階である程度把握できますけども、今のところはちょっと把握できない状況でございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

ちょっと地元企業の地元の返礼品の率というか、ほかに流れていくというんですか。地元だけで返礼品をしている率というのは、わかったら、ちょっとわかりにくいですか。地元企業の率というんですかね。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

50%ではなくて、地元企業の。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

また後からするんですけど、例えばふるさと納税をいただいたらハワイへ行くとかそんなものもあるでしょう。そういうのをのけて、いわゆる10あったら、地元企業の中でお金が回っているというんですか、それほどのぐらいの率というのはまだ把握はしてないですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ご質問の趣旨はわかりました。確かにハワイの旅行なんかも取り組んでおりますので、これは高額になってきますので、今のところは地元の企業さんへ返品を求められている金額というのが把握できていない状況ですので、もしまた把握できる状態が来ましたら、適宜ご説明させていただきたいと思っております。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

そしたら年度末になるんですが、確定申告が済んでわかりましたらご報告願いたいと思います。

高市総務大臣が昨年6月、ふるさと納税の返礼品としてプリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル等を送らないよう、自治体に要請済みと、こういうことを聞いています。また、今春をめどに返礼品に改善策を求める方針と報道もされておりました。また、地元の新聞記事によりますと、我々が利用している仲介サイト、ふるさとチョイスのトラストバンクが4月から返礼品の掲載を見直すことがわかった。寄附額に比べ高額な商品や地域振興につながりにくい大企業の商品などを掲載しない方針。トラストバンクは自治体に対し、ふるさと納税制度の存在が危うくなるかもしれないと説明、各自治体とは2月から協議しており、合意に至らなければ契約を解除し、仲介をやめることもあり得ると、こういう報道もされておりました。

そこで、質問いたします。

高市総務大臣指摘のプリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント等、また、トラストバンク、ふるさとチョイスの掲載見直しの高額な品、地域振興につながりにくい大企業の商品等の該当する商品は、白浜町はどのようなものがあるのか。また、トラストバンクと白浜町の協議はどうなっているのか、経過と結果がわかれば答えていただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現在、ふるさと納税制度においての返礼品に伴いまして、自治体間競争の過熱や都市部の税収入の減などという報道がされてございます。これまで国から自治体への指導につきましては、平成27年4月及び平成28年4月に通知が来ておりまして、制度の趣旨に沿った運用を進めてもらうという観点から、良識のある対応をするようにという要請で、個別具体的には示されておきませんが、当町におきまして、国の要請に従いまして、お礼商品の返礼率の設定やお礼商品の登録を行ってございます。先ほど南議員のご指摘にありました都城市は、私の認識では返礼率が80%であったように思いますが、そうしたパーセンテージのあり方、率のあり方等等も検討しておるところでございます。

また、ふるさと白浜応援寄附金に係るお礼商品の取り扱い基準におきまして、金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、返礼割合の高い商品等のお礼商品を対象外としてございまして、プリペイドカードというのは使っておりませんし、検討の中では、例えば白浜応援用の商品券とかそういうものも発行できたら利用としたらよかったのかなというのは当町のほうでも検討はしましたけど、これは換金率が高いというようなこと、金銭的な部分があるというようなことで、そういうようなのは返礼品の対象からはずしたというようなことで、事業者とも協議の上で、国の指導等にふれない形の中で、返礼率であったり返礼品を模索したというところがございます。

議員の先ほどご指摘にありました、ハワイの旅行のポイント制のものがございまして、これにつきましては500万円、200万円、100万円というコースがございまして、これはもう当然ポイント制で運用しておりますけども、ポイントが換金できるわけではございませんので、この商品にかわってハワイのほうへ行かれると、この辺がご指摘の部分なのかなと思いますが、我々はハワイと姉妹浜提携をしておりますので、全く関係のないところへのルートに商品を提供しているわけではございませんので、ここにつきましても現在のところは指導がございませんので、当然トラストバンクも全国的に取り扱われておりますので、総

務省と十分協議の上で、例えばだめなものはだめと私どものほうへもご指導をいただきますから、そういう中で協議をして、もし国のほうからこの商品については今後は対象外になりますという話になれば、そういうのは十分見直してまいりたいと思っております。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

それでは再度質問しますが、高市総務大臣あるいはトラストバンクの指摘というかちょっと見直したらというのは、それには白浜町は今のところは該当しないと、そういうふうに理解してよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

総務省の高市大臣のご発言であったりそういうのも私もインターネットでしか確認はできないですけども、率を、例えば国が30%以下にしないとか、例えばポイント制はだめで、すぐに商品を提供できるものというような指導があるのであれば、根本的に白浜町のふるさと納税制度のあり方は変えていかなくてはならないと思います。これは白浜町だけではなくて、このトラストバンク以外にもふるさと納税制度を使っておられる大きなサイトもございますが、これら全てに及ぶ話でありますので、特に白浜町のふるさと産品で国から今すぐご指摘いただくというようなお礼産品はございません。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

さっきの話に戻りますが、ハワイのことが出てきましたけど、100万円、200万円、500万円ですか、結局ほかの返礼品というたら多くは地元が潤うんですけども、確かにハワイの旅行も納めていただいた税金の半分は白浜に落ちるんですけども、余りハワイに関しては地元に着かないとか半分だけはだけでも、いわゆる地元でお金が回らないという、そして高額であるというのがちょっと引かかるんですけども、検討していただきたいと思っております。

そしてもう1つなんですけど、例えば私がダイハツやったらダイハツの自動車会社に勤めていたとします。当然その会社から給料は支給されます。だから、スズキの車を買うのやとかほかの会社の軽四というのは恐らく道義的には買えないと思います。町長も、私たち議員も白浜町から報酬をいただいています。ふるさと納税をほかの市区町村に返礼品がいいと思っても、我々はできません。することは違法ではありませんけども、不適切だと思います。白浜町の職員名簿を見ますと、371人が在職しており、そのうち93人が田辺市を初め周辺市町に住まわれていると聞いております。まず、周辺市町村にお住いの町職員の方に、いろいろ事情があるにせよ、ぜひ100%に近いぐらいの人が返礼品を期待しないふるさと納税をしていただきたいと思っております。町長はふるさと納税を、職員の方にお願ひし、納めていただく努力をしているのか。公表できるのであれば、他市町村にお住いの町職員の何人ぐらいの方がふるさと納税をしてもらっているのか、お聞かせ願ひたいと思っております。町長の努力、決意をお聞かせ願ひたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

このふるさと納税につきましては、昨年の11月からかなり内容を見直しまして、相当思い切った対策を講じておりまして、総務課を中心にいろいろと考えた中での今の大きな金額の増加につながっております。

私はもともとこのふるさと納税というのは、目的の1つは、大都市、東京とか大阪に集中している部分の税収を、この地方といいますか、地方創生の一環の中で地方の市町村に振り分けることだというふうに思っておりますので、今後は、この白浜町民に対しても、あるいは町外の方々に対しても、今までほとんどそういった働きかけはしておりませんでした。ですけれども、今後は私の知っている親戚ですとかあるいは田舎を離れて都会へ出ている私の息子とかあるいは親戚もたくさんございますので、その辺に対しての働きかけももちろんしていかなければいけないと思いますし、地方創生の観点からしても、それがあべき姿だと思います。

この総務省のほうからの通達というか、恐らく今春ぐらいには、高市総務大臣からのまだまだ最終的な方向性というのは出ておりませんが、ある報道によりますと、総務省は返礼品の贈呈を自治体独自の取り組みだというふうなことで評価をしているんですけれども、返礼割合の基準を示していないということもございますし、どうしても返礼品にかかるコストの割合が高いと寄附金はその自治体の住民サービスに使われにくいというふうなこともございますので、目安としては上限を示すことを視野に入れて、今、総務省としては検討しているのではないかなというふうに思います。恐らく今春ぐらいには、具体的な改善策がまとまっていくのではないかなというふうに思っております。個人的に私は自治体の創意工夫だと、アイデアだと思いますので、特に地域の産業の育成を意識した返礼品をこれからも生み出していくといいますか、つくっていく、育成していくということは、非常に地域の産品を流通することになりますので、先ほどのハワイ旅行とは別の角度から言いますと、地域の産品、地域の産業育成につながるというふうな大きな柱になると思いますので、ここはやはりこれまで以上に進めていって、取り組んでまいりたいと思います。

ですから町民の方々にもその辺をご理解いただいて、そしてまた町外の、多いのは特に県外に行っている方、やはり今申し上げましたように、都会にいらっしゃって白浜町出身の方々にも、これからいろんな形でアピールをして、ぜひ白浜町の発展のためにふるさと納税、ふるさと応援寄附金を活用してもらえるように、これからも広報だけではいかんと思いますけれども、いろんな機会を捉えて私自身も発信をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

いま先ほど南議員から白浜町外に住まれている職員に対しての町長からの働きかけがあったかという答弁が抜けてたように思うんですが。

11番 南君(登壇)

○11 番

町長の、まあ言うたら町長が営業というかふるさと納税をお願いする、それはもう我々も町長だけじゃなしに職員あるいは議員も含めてみんなそういう努力はすべきやと思いますし、実際そういうふうになさっている方も多いと思います。

私の言っているのは、町の職員で付近町村に住まわれている方が、この白浜町にどのぐらいふるさと納税の返品を期待しないでふるさと納税を納付していただいているというんですか、その人はどれぐらいあるかとか、できれば100%、職員の方が我が白浜町に納税していただきたいと、そういう努力をしていただいているのかという質問なんです。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

結果から申し上げますと、そういう努力はしていませんし、すべきでないとは思ってございます。感情的には感覚的に町民の皆様方が、町外の公務員は白浜町へ納税すべきではないかという、その議論はよくわかるんですが、ふるさと納税制度というのはふるさとというのが頭についておりますけども、やはりゆかりのある、例えばお世話になったところに納税してその地域の財源として活用していただきたいというのが前提にございますので、町外の職員は白浜町へ納税しなさいとか、してほしいとかいうことについては、強制できるものではないと思っていますし、今、ここにいる白浜町在住の職員も、ほかのゆかりのある自治体に応援することを禁止することも、これは不可能であると思います。

ただ利用につきましては、白浜町にも産品もありますし、町外の方々にもご家族の方やお知り合いの方がおりますので、そうした部分で白浜町へ納税していただきたいということで、昨年12月ですけども、職員対象にはふるさと納税の周知、そうしたものや協力要請というんですか、家族の方や知人の方に白浜町へ協力をさせていただくよう周知をお願いするというような文書で、協力のお願いは申し上げます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

私は何も強制しろとか指導しろとか、そういうふうには言っているつもりはございません。やはりゆかりがあるというか大いにあるんです。白浜町の職員というのはそこでお世話になっているというんですか、給料も町から出てますし、他の方よりも大いに私はゆかりがあると思うんですけども、その点を含めてもう一度考えていただきたいと思います。

以上をもって私の質問は終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、11番南君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 15 時 22 分 再開 15 時 29 分）

○議 長

再開します。

引き続き一般質問を行います。

7番廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。まず、1点目のカジノ誘致についての質問を許可します。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

それでは、本日の最後に議長のお許しをいただきまして、カジノ誘致についてということ

で質問をいたします。

いわゆるカジノ法案が今年の12月の国会で推進法が強行可決されました。そして成立をいたしました。

この法案は、前の野田政権のときには、法務省の見解なども求める中で、野田内閣は成立をしない、させないというふうなことがあったわけでありましてけれども、今回は議員立法というふうなことで可決をされたわけでありまして。

昨年来、和歌山県知事も県議会の会見で、カジノ解禁の推進論者であるというふうにごつておられます。知事は、この白浜町も候補地の1つであるというふうにご明をしてございませす。そういう中で、質問をするわけでありまして、昨年12月議会の中でも、先輩議員がこのことについても質問をされておりますので、やはりカジノはあかんよというふうな立場で質問をしたいと思ひます。

全国でのカジノ誘致を検討、計画した自治体は、ちょっと古いかも知れませんけれども、28都道府県32カ所と言われております。国会では、2013年に初めて法案が提出され、2020年のオリンピックまでを目標としてきました。そして先ほども言ひましたけれども、カジノ法案が昨年12月に可決成立されました。

報道によりますと、世界のカジノ産業は、3、4年前から斜陽産業と言われてひます。特にアジアのカジノは不振が続いてひると言われ、マカオのカジノは2006年にラスベガス抜いて世界一となりましたが、昨年5月の売り上げが前の年の同月比で9.6%マイナスとなり、1月から5月の5カ月間では、前年度同時期比で11.9%のマイナス、さらに6月にも前年同月比で8.5%減となり、25カ月連続で前年割れとなつてひます。マカオのカジノの不振は、慢性的なものとなりました。こうしたカジノ経済の変調が税収にも直結、マカオのGDPの3分の2はカジノ産業に依存、1月から3月期の財政収支は前年同期の16.2%の減少、この最大の原因は、莫大な金額をかける中国の富裕層の動向である、このように言われてひます。中国経済は成長が鈍化して停滞、最近も成長率の下方修正というところが中国で行われまして。2010年解禁のシンガポールのカジノ、観光客も税収も増加し、日本のカジノ導入のお手本とされてひましたが、その後、旅行者は大幅に減少、地域の代表的なカジノであるマリーナベイ・サンズによれば、中国人富裕層が中心のVIPの売上高、これは前年同期比24%減となつたと。こうした傾向は、2015年、2016年も変わらないとのことでありませす。このほかのRWSというカジノもあるが、2社合わせて2015年のカジノの売上高は前年同月比で14%減、さらに2016年1月から3月期は、売上高は前年同期比で16%マイナスとなつてひます。特にVIPの割合が高かつたRWSは、カジノ場の約400人の人員を削減したと、このように報じられてひます。

外国人専用カジノが16カ所ある隣の韓国でも、中国の富裕層を見込んでカジノ施設を建設しましたが、カジノ複合リゾートが雨後の竹の子のようにできた上に、中国人客減少で存亡の危機、このように報道されてひます。済州島で開業のフィリピンのカジノ大手は、昨年1月から3月期に5億円弱の赤字を計上、マカオの業者にカジノホテルを売却したとのことでありませす。

日本でカジノ導入の成否は、中国富裕層の算入にかかっているとされてひましたが、カジノ導入の大前提が既に大破綻しつつある。アジア各国のカジノが総崩れ、このような中で日本に新たな大規模なカジノ施設を誘致しようというひのは、無謀行為で、その上、今後、韓国

に、中国に近い仁川、濟州島、ここに大規模カジノができる。日本に導入しようとしているカジノとのし烈な客の争奪戦となるのは明らかです。やはり今中国経済、中国の富裕層、超富裕層を呼び込んで、こうしたことがなされているということでもあります。

こうした点を踏まえて町としてのいわゆるカジノ法についての考え方をお尋ねしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員より I R 推進法に対する町の考え方についてご質問をいただきました。

議員ご承知のように昨年 12 月末に I R 推進法が制定されたところでございます。本法の要点としましては、全部で 5 点ほどございます。

まず 1 点目は、I R は民間事業者が設置及び運営する。2 点目が区域認定は地方公共団体の申請に基づき、国が認定する。3 番目、カジノ施設は、国の監視及び管理のもとで運営される。4 点目、I R 推進法施行後 1 年以内を目途として、実施法案を作成する。5 点目、政府はカジノ施設のマイナス面において必要な措置を講じなければならない、といったものになります。基本的には今後、実施法案や関連法案制定及び見直しを検討する組織を設置することを目的とした法律であり、この法律によりカジノが認められるものではないと考えています。

今後、政府は、具体策を定めた実施法案の検討に入るものと思いますが、現段階においては、さまざまな懸案事項がクリアされているものではないというふうに考えております。

○議 長

7 番 廣畑君（登壇）

○7 番

今町長からこの法律についての説明をいただきました。

私も行ったことないんですが、韓国の北部に江原、揚子江の江と原、江原という町があります。ここは、ソウルから 3 時間半、ホテルそれからショッピング、スキー場などを併設するいわゆる I R であります。ホテルにカジノがある。そういうところに一度視察に行きたいなと思っておるんですが、行った人の話でありますけれども、やはりこの町、ホテルはあるんですけども、カジノはわーっとすごい人らしいです。ホテルには人がいないというふうなことであります。皆さんが心配する、私も心配するわけありますけれども、この近くに併設してあるところに賭博中毒センターというふうなものがあったり、これは 2カ所あるらしいです。この中では、やはり後に引き継いでいくわけなんですけれども、カジノによって罹患率、賭博中毒になる割合というのは 59.2%、半分以上の 6割近く、10人に6人近くの人がそういう中毒になっていくというふうなことであるとか、そういうシステムが一応できてあるそうです。中毒の患者を救っていくシステムというんですか、しかし、また出かけていくというふうなことであります。町にしても、犯罪が多くなる。家庭の崩壊、家族の崩壊、子どもたちがそういったものを見ていく、賭博に依存する予備軍になっていく、自殺、子育てできない町になっていく、それが大変つらいと。いつかは人口がふえるんですけども、そういったいろんなことで、社会問題化して、人口が減っていく、ふるさとを捨てて

いくというふうな状況があるようであります。

やはりこうした斜陽の産業になっていく、もう既に日本が手を挙げてきた時分にはもう中国の経済もマイナスになってくるし、何年か前に中国の観光客が爆買いをしていくというふうなことで、いつか関西方面でデパートとかコンビニまでいろんな商品が売れて、そういう景気がありましたけど、次の年はそんなによくありませんでした。やっぱり日本につくるということの中で、外国人となる隣の大きな中国というふうなことに、人口もありますし、経済的にも軍事力も世界第2位でありますし、そういうお金を持ってあるわけなんですけど、そこをどういうふうにしていくかということもあると思うんですけども、実態は、韓国の中では国民が大変えらいことになってあるというふうなことであります。私はそういうふうにするわけでありませぬ。

次のギャンブル依存症、今も言いましたけれども、ギャンブルの依存症になっていくということでもありますけれども、問題となってくるわけですが、ギャンブル依存症の前に、法的な賭博のことで、賭博禁止についてのことです。このことについて、考え方をお聞きしたいと思います。依存症の前に賭博禁止のことについて、お尋ねしたいと思います。

昨年、バドミントンの有力選手が賭博で逮捕され、大きな問題となりました。刑法では、賭博は禁止されています。賭博は犯罪であります。競輪とか競馬等の公営賭博が刑法の違法性を阻却して行われています。違法性やけれども、公営やさかいにええ、辛抱したろかというふうな、それは刑法の中で今決めた1年や2年で決めたのと違って、歴史的な経過の中で行われてあるわけですが、その8つの要件があります。この8つの要件に照らして、カジノが合法化できますかというふうなことであります。

この8つの要件というのは、通告をしておりますけれども、目的の公益性、収益の使途を公益性のあるものに限るということです。

それから2つ目、運営の主体等の性格。先ほども町長が答えられていましたけれども、法律の案、法律について答えられていましたけれども、この阻却する8要件、運営の主体の性格、これは官またはそれに準じ団体に限ると、このようになっております。

3つ目に、収益の扱い、業務委託を受けた民間団体が、不当に利潤を得ないようにする。

4つ目に、射幸性の程度です。射幸心をどの程度くすぐっていくか。パチンコでも競馬やとかそういうものでも、やっぱりちょっと住民の人に射幸心をくすぐる、その程度がどの程度かというようなことです。

それから5つ目に運営主体の廉潔性、前科者などの排除というふうなことであります。

それから6つ目に、運営主体への公的監督、運営主体をやっぱりきちんと公に監督しなさいと、公が監督しなさいよということです。

それから7つ目に、運営主体財政的健全性。

先ほどもちょっとふれましたけど、8つ目に副次的弊害、青少年への不当な影響とこうした副次的弊害の防止と、この8つが公営ギャンブルの阻却性、阻却して行われるということです。

これは私が勝手に言いやるのではなしに、法務省の見解であります。実施法がことし末までに法律ができて1年以内にということでありますけれども、提案されますけれども、今の法体系をほんまに根本的に覆さない限り、ウルトラCを使わん限り、民営の賭博はできないと、このように言われています。



こうしたことについてお伺いしたいと思います、賭博禁止についてどのように考えますか。町としてどのように、あるいは町長ご本人がどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

賭博禁止についての考え方でございますが、議員ご指摘のように現行の刑法では賭博行為は禁止されています。一方で、競馬や競艇、競輪、宝くじ等公に認められている賭博行為があります。特に公営ギャンブルと呼ばれている競馬、競艇、競輪、宝くじ等につきましては、それぞれ特別法が定められておりまして、刑法の対象外となっているために認められているものであります。

カジノにおける賭博行為については、現行では禁止行為となりますが、今後政府において関係法令の見直しや制定が行われると聞いております。その中には、議員ご指摘の8要件も含んだ検討を行っていくと聞いております。

また、IR推進法の中にもありますように、カジノを含むIR施設の設置、運営は、民間企業が実施することになりますが、カジノ施設については国の監視及び管理のもと運営されるというふうに聞いてございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議 長

廣畑君に申し上げます。質問に入る前の説明は、ある程度簡略にまとめて質問に入ってください。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

議長から注意を受けました。

今、法律をつくっておるといふようなことでありますけれども、やっぱりその法律、法務当局があかんとする中で前の政権がやめた。私の政権ではそれはせえへんよというふうなことであります。なぜこんなに急いでやるのか。やっぱり民間の実施の中でこの8要件がクリアできると思うてるのやろうか。そして議員立法の中で強行採決されたわけなんですけれども、あとは皆行政政府のほうに具体的な法律をつくるのは任せるといふようなことであります。もともとあかんとはいやったものなんです。

そういう中で、言うのがあれなんですけども、県知事も前のめりになっております。県知事は、この間の県議会でも、県内の豊富な観光資源を生かしたリゾート型IRを目指したいとの考えを改めて表明したと報道にこういったことも言ってありますし、きのう、おとこの答弁では、ギャンブル依存のことですけれども、懸念が解消されるまで日本人は入場できないようにしたいというふうな答弁を県議会ですされておりますけれども、やっぱりつくったらつくったで皆が行くわけです。それで家庭崩壊が、地域崩壊が起こっていくというふうなことであります。

次に、このギャンブル依存症について、入らせていただきます。

バドミントンの有力選手の問題。報道によりますと、この問題の発覚する3年ほど前から海外のカジノに頻繁に出入りしておったということでもあります。それは競技関係者から大分

注意を受けていたらしいですけれども、選手が出入りしていた東京の裏カジノというんですか、そこの店主は、完全なギャンブル依存症だ。勝っても負けてもやってくる。1日に3回来店することもあった。1日で100万円単位で勝つこと、負けることもあった。最終的に1,000万円は損をしていると。皆さんもご存じやと思いますが、そういうふうな報道がありました。そう証言をされたそうであります。

数年前に世間を騒がせた大手製紙会社の社長はシンガポールのカジノで100億円以上のお金を失い、みずからギャンブル依存症の告白をしました。これらは金額の規模こそ違え、病気だというふうに思います。

こうした弊害について、どのように考えられますか。このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

カジノの弊害につきましては、ギャンブル依存症問題、あるいはマネーロンダリング、資金洗浄、これの恐れ、暴力団ですとかあるいは外国人、犯罪組織の介入とか犯罪の増加、治安の悪化、青少年への悪影響など多くの不安要素が考えられます。この不安要素につきましては、先ほどIR推進法の中で要件でもふれましたが、政府におきまして、カジノ施設のマイナス面について必要な措置を講じるとなっております。

議員ご指摘のように、ギャンブル依存症問題については軽視できる問題ではないと考えております。現在でも、日本の中での報道ですけれども、ギャンブル依存症になっている国民が536万人ほどいるというふうに現状でも報告されておりますので、こういった方々も含めて今後、カジノにつきましても、そういった懸念といいますか、懸案事項につきましてはたくさんございます。

その中で先般、今ご指摘いただきましたように、和歌山市におきましては、外国人だけに特化すればギャンブル依存症の問題はないのだというふうなことで今進めておるようには聞いておりますけれども、いずれにしましても、特に日本の場合は、既存の公営賭博や遊戯にも同じ社会事象がございます。今申し上げましたような依存症、この問題がたくさんございますし、先般私もNHKのテレビで、元幕内力士の話なんかも聞いておりますし、その辺の具体的に中毒になるといいますか、ギャンブルに対してのこれは非常に大きな課題であるし、当然今後進めていく中ではその辺の依存症問題をどうするかということが、討議、議論されて、それをクリアしない限りなかなか負の側面がある以上、これは進まないのではないかなというふうに思っております。

今後、カジノが健全な娯楽として仮に成立するためには、このような負の側面をいかにクリアして、そして健全かつ安全に行えることを担保する制度の確立並びに住民の理解と支持を得ることが大前提になるのではないかなというふうに、私自身は思っております。

○議 長

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

国がまずつくることですから、町が条例をつくるとかというふうなことにはならんと思うんですけれども、やはり今の町長のそういう依存症を担保する制度、それから住民の理解、これが1つのカジノの取り組む大きなポイントだというふうなことであります。

白浜町内では、住民の理解を深めるためにアンケートをとるとかというふうなことは今までないわけなんですけれども、こうした住民の声をやっぱり大事にしていただきたいなと思うんですが、こうしたことについてどのように、このこととアンケートの話は原稿にないんですけれども、今の話の中でどのように考えられるのかというふうに思うんです。やはり今のままだもカジノ、いわゆる民営の賭博場を開設するまでの今の段階でも、世界一のそういう罹患率といいますか依存症があるという、それは皆さんもよくご存じだと思います。やっぱりそういう、何やかんや言うても、日本政府はカジノにのめり込まんように、今の段階でも依存症をなくしていく方策をせんなんわけなんです。カジノを認めていく中でやはりそれがふえていく、このことが言われるわけなんですけれども、そうしたことについて警告といいますか、これを実行に移していく法律ができて、参加をしていくということは大変危険だなというふうに思います。

そのアンケートの件で、アンケートだけではないですけども、そういった住民の声を聞いていくというそういう姿勢について、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今までも過去においてもあるいはそういったアンケートを実施したことはございませんけれども、和歌山市はアンケートをとって、恐らく反対のほうが若干多かったというふうに聞いております。白浜町におきましては、そうしたことはございませんし、これからもまだとるということも考えておりませんが、先ほど申し上げたように、町としましては今後情報収集を行いながら、和歌山県あるいは関係団体とも連携しながら考えていくべき大きな問題であろうというふうに思っております。

I Rの誘致につきましては、先ほど申し上げたように地元の合意形成、これがまず前提となりますので、その点は十分精査した上で総合的に判断をしてまいりたいというふうに思っております。

よくI R推進法というのは、何かカジノだけが非常にひとり歩きしているといいますか、大きくクローズアップされるんですけれども、私自身は、これはカジノというのは一部でありまして、なかなかそのほかの統合型リゾートの中に含まれるホテルですとかあるいは劇場とかミュージアム、それからMICEもそうなんですけれども、そういった統合施設でございまして、そういうものができることによつての相乗効果といいますか経済効果というのは、これははかり知れないものがあると思います。そことカジノとのかね合いというのが非常に大きな問題ではあるんですけれども、そのところをきちっと整理して考えて、総合的に判断をしていく必要があるかなというふうに私自身は思っております。

○議 長

7番 廣畑君 (登壇)

○7 番

知事の根本的な考え方とよう似てあるなというふうに思うわけですが、地元の合意形成をしていくという町長の言葉でありますし、ただ、I Rについては、やはりI Rと言いながらやっぱりカジノがなかったらあかんわけですね。カジノというのが前面に出てきてあると思います。今推進している方々については、中央で推進している方々には、カジノがなかつ

たらあかんと。

しかし、実際に行ってみますと、IRではなしにやっぱりカジノが中心やと。ホテルへ行ってもホテルに人はおらんと、カジノの場にはすごく人がおると、そういう実態が日本ではないですけども、韓国ではそういう実態があります。そういったことが、やっぱり私はやっぱりやめるといふうに言うていただきたいと思うわけなんですけど、さまざまな研究をしていくといふうなことであります。しかし、地元の合意形成をしていくのだといふうなことでありますので、このことの最後に、ギャンブル依存症のことについて、私が過去に、もうずいぶん古いことでありますけども、いわゆる裏カジノ、私の元同僚が逮捕されて、そしてあと家族も離散してどこかへ行ったといふうなことの体験もあります。やっぱりそういう不幸も、今どこへ行ったかわかりませんが、不幸を助長していくそういったカジノはだめだなといふうに思うわけです。

アジアのカジノ産業、これは先ほども言いましたけれども過当競争、飽和状態であります。世界のカジノは斜陽、VIPの売上げが昨年6月現在で8四半期連続で低下をしている。先ごろ、和歌山のクレジットサラ金問題対策協議会、現時点でもギャンブル依存者は多数存在する。県は立ち直り支援に手を貸すのではなくて、さらなる依存者を生みかねないIR、カジノを誘致しようというのは、到底容認できない。このように声明を出して、県と議会に提出をしました。

インバウンドで外国から2,000万人の人を呼び寄せる、この当初の目的はもうカジノがなくても2,000万人が今、年間で日本へ来ておるわけです。2,000万人の方々にもどのようなおもてなしをするのか、このことを考えなん白浜町でもあると思います。すっからかんに搾り取って、おもてなしをする。このようなことが、許されることなんでしょうか。知事は、日本人と違ったらええんやと申すけれども、そんなのと違うんです。やっぱり人として、きちんとおもてなしをしていく、そういうふうなことは誰にでもわかります。一体誰が大もうけするのか。

大阪商大の先生、この方が言うのは、カジノは、ギャンブラーだけを相手にしては経営が安定しない。一定の所得と貯蓄を持つ日本の大都市圏の中間層が魅力あるマーケットやと。そして、カジノによって高齢者のタンス預金など、世の中に出にくいお金が回り始める。このように、推進する先生、大阪商業大学の先生が述べております。

何を言いやるんなど私は思うわけなんですけれども、ほんまに観光で白浜へ来ていただいて、おもてなしをする。たいがい議場の中で私も何度もおもてなしの話をお聞きしました。そういったこともほんまに必要なものの違うのやろうかと。地道に知恵を出して、日本には自然と文化に加えて、ショッピングの楽しみ、和食、温泉、観光資源がいろいろあります。何を求めて外国人は日本へ来るのでしょうか。決してカジノではないと、私は思います。

何を伸ばせばもっと観光客がふえていくのか、そうしたことを地道に知恵を集める以外にはないのではないのでしょうか。これが一番近道であるように思います。

この取り組み、IRを誘致する、IRイコールカジノと私は思っていますので、これをやっぱりやめると、このことを申し上げて、この質問を終わります。

## ○議長

以上で、1点目のカジノ誘致についての質問は終わりました。

次に2点目の、核兵器廃絶宣言の町としての行動についての質問を許可します。

○7 番

核兵器廃絶・平和宣言の町ということで、ちょっと表題、通告が核兵器廃絶宣言の町ということになってますけれども、核兵器廃絶・平和宣言の町というふうに、表記もそんなになってます。私の認識の誤りでありましたので、そのことを訂正させていただいて質問に入りたいと思います。

その質問に入る前に、2、3日前ですか、おとといですか、北朝鮮のミサイルが4発発射されて日本海の排他的経済水域に落下しました。アメリカ軍基地を狙ってあるということがあります。私はこのことに強く抗議して、国連安保理の決議、そして6カ国協議の共同声明、6カ国協議に戻れと、日朝平壤宣言に違反するこうしたことについて抗議をいたします。やはり経済制裁を厳格に実施し、圧力を強めていくこと、そして外交交渉を通じて北朝鮮に非核化を迫り、核ミサイル開発の手を縛っていく、そういうことが必要であると思います。今から質問に入るわけなんですけれども、そういう意味でも、我が町が、広島と長崎の被爆者が訴える国際署名の推進について、あるいは、平和宣言の町としての行動についていろいろお尋ねしたいと思います。

昨年9月議会でもお尋ねしましたが、核兵器廃絶平和宣言の町の取り組みとして、昨年の取り組みは民間団体の原爆パネル展示の玄関ホールへの提供、また、被爆者の方を呼んで秋の講演会へ取り組んでいただきました。こうした取り組みを通して、原水爆の悲惨さ、戦争の愚かさ、怒りを呼び起こし、講演の際の聴衆の方の共感を得た、このように思います。昨年12月23日の国連総会では、核兵器禁止条約の交渉を開始するための国連の会議を今月、3月末と6月に開催するとして決議を圧倒的多数の賛成で採択しました。しかし、我が日本政府は、反対しました。恥ずかしい限りであります。

今も言いましたけれども、北朝鮮のこうした暴発、突拍子もない事態、ミサイルの発射について、こうした交渉を、一方で核兵器を持っておる、持ってない国もあります。そうしたところが全体で核兵器を減らしていく、核兵器を使うたらあかんねという条約を結んでいく、その場へこの北朝鮮も参加をしていく方策が必要です。そうした意味でも、先ほども言いましたけど、6カ国協議というのは必要です。こうした核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、化学兵器、生物兵器など大量破壊兵器が法的拘束力を持つ協定、条約によって禁止されたように、もっとも残虐な兵器である核兵器を禁止、廃絶する道が開けます。こうした情勢を切り開く土台となったのは、核兵器の非人間人道性を訴え、禁止条約を要求し続けてきた日本の被爆者と草の根の原水爆禁止運動、そして世界の反核世論と市民社会の運動であります。この歴史的なチャンスを生かせるかどうか、日本を初め世界の世論と運動にかかっております。反対をした中国も、この会議には参加しておるんです。日本も反対したけれども、やはりそういう世界の世論を聞いて、耳を傾けていくというようなこともあって参加をしていく、こういうことが必要であるというふうに思います。

白浜町も加盟する平和首長会議は全国の自治体の94.4%、1,643自治体が加盟していますが、昨年の第6回平和首長会議国内加盟年会議の総会総括文書では、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に賛同、協力することになりました。この総会でなりました。この提起を受けて、町としてやはり具体的な協力についてお伺いしたい。お聞かせいただきたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま議員から核兵器廃絶、また平和への取り組みに関するご質問をいただきました。

白浜町は、日本国憲法の平和精神に基づき、核兵器の廃絶を願い、永遠の平和社会を築くことを誓い、合併後の平成18年12月に、核兵器廃絶・平和の町を宣言いたしました。

戦後七十余年の歳月を経て、昨年オバマ前大統領が現職の大統領として初めて被爆地である広島への歴史的な訪問を行ったことで、平和への思いや非核に対する関心が世界的に高まりを見せ、国連総会では、核兵器禁止条約制定の交渉開始に向けた決議が採択されてところでもあります。

このことは、核兵器のない世界に向けた、まさに一步とっており、各国協調のもと、核廃絶に向け、さらなる前進を期待しているところであります。

日本政府の核兵器禁止条約の交渉を開始するための国連会議への参加に関しましては、国の動向に関することでもございますので、この場での答弁は控えさせていただきますが、昨年11月8日には、町が加盟しております平和首長会議より内閣総理大臣に対し、核兵器禁止条約の早期実現に向けた取り組みの推進に関する要請文が提出されてございます。

加盟する全国の自治体とともに、恒久的な平和、また核廃絶への取り組みがなされているものと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

首長会議の全体会議でそういう提出をしたということでもあります。それはそれで結構なことでもありますけれども、それを後押しするという意味で、もうひと頑張りお願いできんかなというようなことでもありました。具体的に去年のこうした平和宣言の町としての取り組みでは、先ほども申し述べましたけれども、被爆者の方のお話を聞きまして、この議場におられる多くの方も参加されておりますけれども、そうした一つ一つのことで積み上げていただきたいなと思います。

それでこの国連への署名、毎年署名を運動体、原水協などが取り組んでおるんですけども、やはりことしは被爆者が、特にもう命が少ない、被爆をしてもう71年ですか、72年になりますし、そうした意味では、もう早くしてほしいんやと、私が死ぬまでに何とかしてほしいというふうな願いもありまして、そうした日本国内だけではなくて、海外の被爆者の方も発起人になって国連へ協定、禁止条約を結ぶために頑張っておられるわけです。そうした署名を公共施設に置いていただくというふうなこととか、さらなる後援を、予算が伴いますけれども、途中ででもそういった予算をつけて現場から現場へ、前も提案しましたけれども、町の代表を送るとか、あるいはそれぞれの地域へ被爆者の方を呼んで、車座でそうした話を聞くとか、そうした具体的などところを組んでいくべきではないかなというふうに思うんですが、そのことについていかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

## ○番外(町長)

昨年、人権委員会の主催でございましたけれども、私も参加させていただきまして、平和の大切さや命の尊さを考え、体験談を聞く貴重な講演会を開催いたしまして、大変好評をいただいたところでございます。多くの町民の皆様にはご出席をいただきました。被爆を体験された講師の先生から直接お話を聞くことというのはなかなかできないと思いますので、そういった貴重な機会になったというふうに思っております。

現在のところ、今後の具体的な計画はございませんけれども、その辺はこれからも機会を捉えて皆様方にいろいろと提案いただきながら、町としましても考えてまいりたいというふうに思っております。

やはりこれは国民的な議論になっていかないといけませんし、当然理解が伴うものでございますので、広く町民に広報、周知をしていきたいというふうに思っております。

## ○議長

7番 廣畑君(登壇)

## ○7番

今、町長の前向きなご答弁をいただきました。やはりそういったことを知らせていく、そして疑似体験でありますとかお話を聞いて、核はあかんでというようなことを広めていく、そういうことが大事であるというふうに私も思いますので、ぜひこつこつと町としてできることをともにやっていただきたいなというふうなことを述べまして、この質問は終わります。

## ○議長

以上で、2点目の核兵器廃絶宣言の町としての行動についての質問は終わりました。

次に3点目の学童保育についての質問を許可します。

7番 廣畑君(登壇)

## ○7番

3つ目の質問をさせていただきます。

学童保育について、昨年12月のときにも質問をしたわけなんですけど、聞きたいことをうまいこと聞けなかったんで、追加をしてこのことについて質問したいと思います。

それでは放課後の学童保育の支援員の雇用についてということでもあります。

学童保育の放課後児童支援員の雇用については、西富田学童の建物がもうほぼでき上がってきております。新しい運営体制のもとで、公営は4カ所、今はまだ4カ所ですが、これから3カ所に減らされるのかなと思うんですが、社会福祉法人の民営が1カ所、これがふえて西富田学童をお願いをしていくということでもあります。平日と土曜日の年間約290日、学校のある日は授業終了から午後6時まで、学校の休業日は午前8時から午後6時までの開所というふうに伺いました。

また、学童保育所では、公営、民営を問わず児童の健全な育成のために放課後の安心で安全な生活を保障し、適切な保育サービスを提供することが大切であるということでもあります。

さて、町はいわゆる正職員に加えて臨時職員を雇用しておりますが、学童保育事業の放課後児童支援員の雇用、具体的には白浜町臨時職員の報酬等の基準に関する要綱についてお尋ねします。

この要綱には、趣旨から始まってさまざまなきまりがありますが、報酬の第4条、別表第1の賃金基準表の職種欄、事務から現場作業、施設管理、資格業務ほかとあります。その資

格ほかの学童保育業務がありますが、この基準額の日額が保育業務の保育士資格なしの基準額と同じであります。

今後、1支援当たり児童支援員、補助員の資格取得者が増加し、放課後児童支援員、放課後児童クラブ補助員として専門職としてきちんと位置づける、そういう必要があると思います。

また、今は4つであります、3つになるのでしょうか、町立の学童のそれぞれの管理者や相談員についてもどうでしょうか。その際、幼稚園業務や児童介護業務などと比較勘案しながら改定する必要があるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

廣畑議員から放課後児童支援員の雇用について、ご質問をいただきました。

現在、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、最適と考える任用並びに勤務形態の人員構成により、最小のコストで効果的な行政サービスを提供しております。

また、ご質問の学童保育に携わる指導員につきましては、白浜町臨時職員の報酬等の基準に関する要綱に基づきまして、適切に対応を行っているところでございます。

なお、詳細につきましては次長の方から答弁をいたします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

それでは私のほうから、まず雇用について答弁申し上げます。

町直営の学童保育所では、議員がおっしゃるように、白浜町臨時職員の報酬等の基準に関する要綱に基づきまして、臨時職員として現在22名雇用してございます。学童保育業務の臨時職員の賃金につきましては、議員ご指摘のとおり、保育業務に携わる保育資格を有さない臨時職員と同じ賃金となっており、この要綱につきましては、町当局で、担当者会議により随時見直しを行ってございます。この見直しにつきましては、最近では平成26年2月に、年次有給休暇について、また、平成27年2月に、賃金等について改正されてございます。

今後につきましても、労働基準法、最低賃金、また近隣市町の動向を見ながら検討されるものと考えてございます。

次に資格についてでございますが、放課後児童支援員認定資格につきましては、都道府県の認定資格であり、この研修は支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、また、職務を遂行する上で必要最低限の知識、技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的としておりますので、教育委員会としましては、やはり資格を取得された指導員さんには賃金の面で何らかの配慮が必要であると考えてございます。

しかしながら、議員のおっしゃるような国家資格である保育士資格とは異なった資格でございますので、そういった資格をお持ちの方々と同等の賃金とするということは、非常に難しいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長



7番 廣畑君（登壇）

○7 番

子ども・子育て支援法の中で、これからやはり学童保育が重要視されていくように思います。今は教育委員会の管轄でありますけれども、もとは厚労省でありますし、そういったことも含めて、今後どのように変化をしていくか。今の答弁の中では、随時検討しながら雇用について考慮していくというふうな話でありました。もとより、未来を担う子どもたちの健全な発達を保障するには、学童で働く人の雇用安定がやはりスキルアップにもつながっていく、このように思いますし、相乗効果を生む、そのように思います。

この点について、どのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

指導員さんの研修等につきましては、白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、平成31年度までに1支援、すなわち1教室あたり放課後児童支援員を2名以上配置しなければならない。またそのうち1名は放課後児童クラブ補助員にかえることができるというふうになってございます。そのため、県が行う放課後児童支援員、また放課後児童クラブ補助員の研修への受講を進めているところでございます。支援員につきましては、平成27年度は7名認定、今年度は5名受講中でございます。

また、放課後児童クラブ補助員のほうは、27年度は1名、本年度は5名受講済みとなっております。

今後も引き続きまして、指導員の資質向上を図り、保育サービスの向上につながるよう、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

しっかり決めて、子どもたちのために会議を意思疎通を図りながら運営をしていっていただきたいというふうに思います。

これをもって質問を終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日3月9日木曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は3月9日木曜日午前9時30分に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、 16 時 33 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 3 月 8 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員